



**BISFed**

Boccia International Sports Federation

ボッチャクラス分けルール  
2021年10月 第5版

日本ボッチャ協会クラス分け委員会 2022.5.25 版

## 第1部：一般条項

第1条	<u>一般条項およびその適用</u> .....	4
第2条	<u>役割と責務</u> .....	4

## 第2部：クラシファイア

第3条	<u>クラシファイア</u> .....	5
第4条	<u>クラシファイアの能力、研修、認定</u> .....	7
第5条	<u>クラシファイアの行動規範</u> .....	9
第6条	<u>クラス分けの運営および策定</u> .....	11

## 第3部：選手評価

第7条	<u>一般条項</u> .....	11
第8条	<u>出場要件を満たす障がい</u> .....	11
第9条	<u>最小障がい基準 (MIC)</u> .....	13
第10条	<u>競技クラス</u> .....	13
第11条	<u>クラス分け未完了 (CNC)</u> .....	13

## 第4部：選手評価とクラス分けパネル

第12条	<u>クラス分けパネル</u> .....	14
第13条	<u>クラス分けパネルの責務</u> .....	14
第14条	<u>選手評価</u> .....	15
第15条	<u>競技中の観察評価 (OA)</u> .....	18
第16条	<u>競技クラスステータス</u> .....	19
第17条	<u>競技クラスおよび競技クラスステータスの通知</u> .....	21

## 第5部：競技クラス：不適合 (NE)

第18条	<u>競技クラス：不適合 (NE)</u> .....	22
------	-----------------------------	----

## 第6部：抗議

第19条	<u>抗議の範囲</u> .....	23
第20条	<u>抗議を申し立てることができる当事者</u> .....	23
第21条	<u>国による抗議の申し立て</u> .....	24
第22条	<u>国による抗議の手続き</u> .....	24
第23条	<u>BISFedによる抗議</u> .....	25
第24条	<u>BISFedによる抗議の手続き</u> .....	25
第25条	<u>抗議パネル</u> .....	25
第26条	<u>抗議パネルを設けられない場合</u> .....	26
第27条	<u>特別条項</u> .....	26

## 第7部：評価セッション中の不適切行為

第28条	<u>評価セッションへの不参加</u> .....	26
第29条	<u>評価セッションの中断</u> .....	27

## **第8部：医学的再評価**

第30条	<a href="#">医学的再評価</a> .....	2 8
------	------------------------------	-----

## **第9部：故意の不実告知**

第31条	<a href="#">故意の不実告知 (IM)</a> .....	2 8
第32条	<a href="#">故意の不実告知に対する罰則</a> .....	2 9

## **第10部：選手情報の使用**

第33条	<a href="#">クラス分けデータ</a> .....	2 9
第34条	<a href="#">同意と処理</a> .....	2 9
第35条	<a href="#">クラス分けの調査</a> .....	3 0
第36条	<a href="#">選手への通知</a> .....	3 0
第37条	<a href="#">クラス分けデータの安全性</a> .....	3 0
第38条	<a href="#">クラス分けデータの開示</a> .....	3 0
第39条	<a href="#">クラス分けデータの保持</a> .....	3 0
第40条	<a href="#">クラス分けデータへのアクセス権</a> .....	3 1
第41条	<a href="#">クラス分けマスターリスト</a> .....	3 1

## **第11部：上訴**

第42条	<a href="#">上訴</a> .....	3 1
第43条	<a href="#">上訴が認められる当事者</a> .....	3 1
第44条	<a href="#">上訴および準拠法</a> .....	3 1
第45条	<a href="#">上訴の裁定および機密保持</a> .....	3 2
第46条	<a href="#">上訴に関する特別条項</a> .....	3 2

## **第12部：クラス分け評価**

第47条	<a href="#">クラス分け評価</a> .....	3 2
	1. <a href="#">痙性の評価</a> .....	3 3
	2. <a href="#">ジスキネジアの評価：アテトーゼ／ジストニア</a> .....	3 3
	3. <a href="#">運動動失調症の評価</a> .....	3 3
	4. <a href="#">筋力の評価</a> .....	3 4
	5. <a href="#">関節可動域の評価</a> .....	3 4
	6. <a href="#">切断／四肢欠損の評価</a> .....	3 4

## **第13部：ボッチャの身体的特徴**

第48条	<a href="#">競技クラス BC1</a> .....	3 4
第49条	<a href="#">競技クラス BC2</a> .....	3 7
第50条	<a href="#">競技クラス BC3</a> .....	4 0
第51条	<a href="#">競技クラス BC4</a> .....	4 1

<b>別紙1</b>	<b><a href="#">IPCとボッチャの出場要件を満たす障害</a></b> .....	<b>4 4</b>
------------	--	------------

<b>別紙2</b>	<b><a href="#">IPCおよびボッチャの出場不適格障害</a></b> .....	<b>4 4</b>
------------	---	------------

<u>別紙3</u> <u>ジスキネジア（アテトーゼ／ジストニア）の評価</u> .....	4 5
<u>別紙4</u> <u>運動失調症の評価</u> .....	4 5

## 第1部 一般条項

### 第1条 一般条項とその適用

#### 1. 採択

本書では全て、本クラス分けルールおよび規定を「クラス分けルール」と呼ぶ。本書は現行の国際パラリンピック委員会（以下、IPC）選手クラス分け規程および各種国際基準の要件の施行を目的として、BISFedにより作成された。

#### 1) クラス分けルール

クラス分けルールは BISFed により採択された。本クラス分けルールには別紙の参考資料が付随し、クラス分けルールの不可欠な一部を成す。また、本クラス分けルールは BISFed ルールおよび規定の一部を成す。本クラス分けルールには、選手評価の補助として作成された複数のクラス分け書式があり、これらの書式は BISFed から入手可能であり、BISFed は必要に応じてこれを修正することができる。

#### 2) クラス分け

クラス分けとは、選手の機能障害が競技パフォーマンスに及ぼす影響を判断し、競技における全ての選手の公平性を確保するため、現在行われている選手評価のプロセスを示す。クラス分けは大会の構成を決定し、地域・国・国際レベルで行われる。

クラス分けは、(1)パラスポーツへの出場要件を満たす者を定義するため、(2)競技大会にて選手を各競技クラスに分類するために実施される。ボッチャの競技大会へ出場を希望する選手は、BISFed クラス分けルールに従い、競技クラスと競技クラスステータスを割り当てられる。選手は、個別に評価を受け、最小障害基準（MIC）に合致する出場要件を満たす障害の有無、障害がパフォーマンスに及ぼす影響に基づき、競技クラスが割り当てられる。

#### 3) 適用

本クラス分けルールは、BISFed で登録を受け、BISFed が承認した競技大会に出場する全ての選手と選手関係者に適用される。本クラス分けルールは、ボッチャの競技規則等、適用されるその他全ての BISFed ルールと合わせて読了し、適用されなければならないが、その他ルールの間には齟齬がある場合、クラス分けルールを優先するものとする。

### 第2条 役割と責務

選手、関係者、クラシファイアは、各自の責任で、クラス分けルールを熟知しておくこと。

#### 1. 選手の責務

選手の役割と責務には以下のようなものがある。

- 1) 本クラス分けルールが定めた全ての規定、ルール、手順を把握し、遵守すること。
- 2) 誠意をもって選手評価に参加すること。
- 3) 健康状態や出場要件を満たす障害に関する適切な情報を提供すること。また BISFed がそれを利用できるようにすること。

4) クラス分けルールの違反に関する調査にも協力すること。また、個人の経験や知見の交換により、研修、教育、クラス分け調査のプロセスに積極的に参加すること。

## 2. 選手関係者の責務

選手関係者の役割と責務には以下のようなものがある。

- 1) 本クラス分けルールが定めた全ての規定、ルール、手順を把握し、遵守すること。
- 2) 選手の価値観や行動に及ぼす自らの影響力を活用して、クラス分けに対する肯定的、協力的な姿勢を促すこと。
- 3) クラス分けシステムの発展、管理、実施をサポートすること。また、本クラス分けルールの違反に関する調査にも協力すること。

## 3. クラス分け従事者（以下、クラシファイア）の責務

- 1) 本クラス分けルールが定めた全ての規定、ルール、手順を把握し、遵守すること。
- 2) 選手の価値観や行動に及ぼす自らの影響力を活用して、クラス分けに対する肯定的、協力的な姿勢を促すこと。
- 3) クラス分けシステムの発展、管理、実施をサポートすること。また、本クラス分けルールの違反に関する調査にも協力すること。

# 第2部 クラシファイア

## 第3条 クラシファイア

クラシファイアは、クラス分けを効率的に実施するために不可欠な存在である。BISFedは適切な人数のクラシファイアを任命する。任命された各人は、ボッチャのクラス分けの整備、実施、管理に重要な役割を担う。

### 1. クラス分け委員長

BISFed クラス分け委員長（以下、HOC）は、その職務を全うすべく BISFed 理事会より任命された上級クラシファイアである。BISFed に代わってクラス分け事柄の指示、管理、調整、実施を担当する者であり、指名されたクラシファイアに、特定の責務を委任、あるいは特定の業務を委譲することができる。

本クラス分けルールの条項は、HOC が BISFed 公認競技大会において、クラシファイアおよびチーフクラシファイアとして任命されることを妨げない。

### 2. クラス分け委員会

クラス分け委員会とは、ボッチャの国際クラス分けに関する運営・発展業務を担当する集団である。クラス分け委員会の業務には、クラス分けルール、規定、選手評価や抗議手続きの評価と改訂、クラシファイアの認定と研修、その他クラス分け関連業務が含まれる。

クラス分け委員会の議長は、HOC が務める。この者は、クラス分け業務の監督に当たり、クラス分け委員会に代わって BISFed 理事会に報告を行う。クラス分け委員会の残るメンバーは、教育、調査、HOC が各自のスキルや経歴、地域発展の重要性を考慮して選抜したクラシファイアで構成される。メンバーは全員、BISFed 理事会より承認を受け、委員会は各地域からの代表者と、全種別のクラシファイアを委員会のメンバーに加えることを目指す。

委員会の役割は、地域内でのクラス分け発展を援助し、地域内の他のクラシファイアや各競技のために尽力することである。また、クラス分け委員会のメンバーは、HOC および調査・教育コーディネーターの要員としても活動する。

加えて、クラス分け委員会のメンバーは、顧問という役職でクラス分け選手代表を務める選手を選出することができる。この者は、選手評価、抗議、クラス分けルールの評価、新たなクラス分けルール、クラス分け関連の規定および手続きの策定などの際、その競技の選手（あるいは元選手）として、各々の視点を求められる場合がある。

### 3. クラシファイア

クラシファイアとは、BISFed の公認を受けて役員としての権限を与えられ、クラス分けパネルの一員として選手評価の一部あるいは全行程を実施する者である。

#### 1) チーフクラシファイア

チーフクラシファイアとは、研修に出席し、別のチーフクラシファイアから指導を受けたレベル2~3の国際クラシファイアである。チーフクラシファイアは特定の競技大会、またはBISFedが定めるその他の機会のために、クラス分け委員会より任命される。

チーフクラシファイアの業務には以下を含むが、これに限定されない。

- (1) 競技大会前に、大会組織委員会、チームと連絡を取り、評価が必要な選手を特定する。
- (2) BISFed ルールに従い、競技大会においてクラス分け関連事項の管理と調整を行う。
- (3) 大会主催者と連絡を取り、クラシファイアが競技大会で職務を全うできるよう、クラシファイアに渡航、宿泊、その他移動が確実に提供されるようにする。
- (4) クラシファイア、研修生の業務を監督し、クラス分けルールが正しく適用されているか確認する。また、競技大会での各自のクラス分け能力と適性のレベルを監視する。
- (5) BISFed と相談の上、抗議を受理し、処理する。クラシファイア 2 名から成る BISFed 公認大会では、3 人目のクラシファイアを務める。
- (6) チーフクラシファイアは、適切な資格を持つクラシファイア、BISFed 職員や代理人、大会組織委員会で適切な資格を持つ者に、責務を委任、または職務を委譲できる。
- (7) チーフクラシファイアは、クラス分けの後のデータベースを更新し、競技大会から 30 日以内に、HOC および運営マネージャーに報告書を提出する。

#### 2) メディカルクラシファイア

医師、理学療法士、または筋力、痙性、運動失調症、ジスキネジアの検査などクラス分け評価を行う上で必要な訓練を受けた専門家で、ボッチャ競技に関連する神経学的・非神経学的症状が見られる障害（痙性、アテトーゼ、運動失調症、関節可動域制限）に精通した者。

#### 3) テクニカルクラシファイア

幅広いコーチ経歴、ボッチャ関連の経験をもつ技術面の専門家。体育、生体力学、運動学の学位を持つ者。神経学的、非神経学的障害、ボッチャに関する実践的な知識を要する。

#### 4) 国際クラシファイア研修生

国際クラシファイア研修生とは、BISFed から正式な訓練を受けている過程の者である。この者は、クラシファイア・ベーシックコースを修了し、所属する国のボッチャ選手に地域・国内レベルのクラス分けを実施し、国内競技大会に参加した経験がなければならない。

国内クラシファイアが国際クラシファイア研修生になるためには、国内競技連盟は申請書、履歴書、申請前2年間に実施したクラス分けの記録簿を提出しなければならない。

BISFed はクラシファイア研修生を任命し、選手評価の一部、または全行程に参加させ、国際競技大会でクラシファイアの適性を習得させることができる。研修生は最初に参加する国際競技大会において、クラシファイア・リフレッシュャーコースを修了する。2 回目の実習の修了後、クラシファイア研修生としての要件を全て満たした研修生は、BISFed より国際クラシファイアとして公認を受け、BISFed が求める業務を遂行しなければならない。

## **第4条 クラシファイアの能力、研修、認定**

### **1. クラシファイアの能力**

クラシファイアの各種能力を備えていると BISFed から公認を受けたクラシファイアは、クラシファイアとして活動する権限を与えられる。BISFed は、クラシファイアが能力を取得、維持できるよう、クラシファイアに研修や教育を提供しなければならない。

クラシファイアが備えているべき能力には以下のようなものがある。

- 1) 本クラス分けルールを徹底的に理解すること。
- 2) 競技規則など、クラシファイアとして公認を目指すボッチャを理解すること。
- 3) 規程および各種国際基準を理解すること。
- 4) 専門家としての資質や経験値、スキル、能力を備えていること。
- 5) 責任をもって、全ての BISFed クラス分けルールに従うこと。
- 6) クラシファイアの行動規範を厳守すること。
- 7) 必要に応じて、競技大会等でクラス分けミーティングに出席すること。

### **2. クラシファイアのレベルと役割**

クラシファイアは、最新のルールブックに従い、クラシファイアの行動規範を遵守するという責任を負う。

#### **1) BISFed レベル 1 国際クラシファイア**

- (1) BISFed クラシファイア研修生としての要件を満たしたクラシファイアをいう。
- (2) 2~3 名のクラシファイアから成るクラス分けパネルの一員として、ワールドオープン、地域大会の BISFed 公認大会に招聘される。
- (3) BISFed 公認の地域大会で、必要に応じて抗議パネルとして加わることができる。

#### **2) BISFed レベル 2 国際クラシファイア**

- (1) レベル 2 の国際クラシファイアは、レベル 1 の資格を受けた後、少なくとも 4 年間に 3 回以上 BISFed 競技大会で国際レベルのクラス分けを実施した経験のあるクラシファイアである。
- (2) 2~3 名のクラシファイアから成るクラス分けパネルの一員として、ワールドオープン、地域大会、BISFed 世界大会に招聘される。

(3) 公認の地域大会で、必要に応じて抗議パネルの一員として加わることができる。

### 3) BISFed レベル 3 国際クラシファイア

- (1) リーダーシップを発揮し、クラス分けシステムの調査や発展に参加し、豊富な経験をもとに競技大会で BISFed ルールを解釈し、抗議の際には最終仲裁者を務めることのできる上級クラシファイアをいう。
- (2) 2~3 名のクラシファイアから成るクラス分けパネルの一員として、ワールドオープン、地域大会、BISFed 世界大会に招聘される。
- (3) 定期的にクラス分けルールやクラスの特徴の再検証をサポートする。また、ワークショップを開催し、国、地域、国際レベルでクラシファイアに最新情報を提供する。

### 3. クラシファイアの研修および認定

BISFed クラス分け研修および認定プログラムは、2 段階で構成される。

#### 1) クラシファイア・ベーシックコース

ベーシックコースは、BISFed クラス分けルールに従って実施されるクラス分け入門である。いずれの BISFed 加盟団体も、国内クラシファイアの実践スキル向上など特定の学習成果を目的として、ベーシックコースを要請することができる。

##### (1) 参加者

医師、理学療法士、コーチ、選手、障害者と活動し、BISFed クラス分けシステムの知識習得を希望する者は誰でも参加することができる。

##### (2) 講座

ベーシックコースは、BISFed 公認の講師が行う。ベーシックコースは講義と実技で構成される。実技では、講座の一環として選手に対してクラス分けを行う。国際クラシファイア研修への申請は、少なくとも 2 年間の国内レベルでのクラス分け経験や記録簿等の要件とあわせて、ベーシックコースの修了が前提条件となる。

##### (3) 認定

講座を修了し、正解率 75%以上で筆記試験に合格した参加者は、HOC より修了書を授与される。ベーシックコースを修了した者は、国内レベルでクラス分けを実施することができる。国内レベルでクラス分けを実施する際は、必ず国内競技連盟より指名を受ける。国際クラシファイアの研修を開始するには、HOC 宛に申請書を提出しなければならない。

#### 2) BISFed クラシファイア・リフレッシュャーコース

##### (1) 参加者

参加者は必ずベーシックコースを修了し、かつ国内レベルでクラス分けを実施して経験を積んでいなければならない。国際クラシファイアの研修を開始するには、申請書に履歴書、クラシファイアとして実施したクラス分けの記録簿、国内連盟を通じて申請を行う。

##### (2) 講座

講座では、クラス分け遂行のプロセスや手続きをまとめた講義と、補足として実地での実技が行われた後、BISFed 公認競技大会の会期中に最終筆記試験が行われる。

実技では、クラシファイア研修生は国際競技大会に1~2回参加し、クラス分けパネル一員として、パネルの監督下でクラス分けを実施する。その後 BISFed 競技大会の会期中に、1~2日の観察評価を行う。最終試験（正解率75%で合格）は、クラス分け評価の実技の後、筆記で行われる。その後、研修生を交えて実技の検証・評価が行われる。

### (3) 認定

1~2回の競技大会で実技を修了し、筆記テストで見事75%以上の正答率を達成すると認定書が発行され、BISFed レベル1国際クラシファイアとなる。

## 4. クラシファイア養成の流れ

- 1) BISFed クラシファイア・ベーシックコースを修了する
- 2) 地区、国内レベルでクラス分けを実施する
- 3) 国際クラシファイアを目指すクラシファイアに代わり、国内の競技連盟がHOCに申請する(注：地区、国内で実施したクラス分けの記録簿を添えて提出)
- 4) 受講を認められた申請者は（BISFed クラス分け研修生）
- 5) 最初の国際大会でリフレッシュャーコースを修了する
- 6) クラシファイア研修生は2回目の国際大会を修了後、HOCより修了書を受ける。

## 5. クラシファイア認定の維持

認定は1年または半年ごとに再評価が行われる。クラシファイアは全員、本ルールに記載のクラシファイアの能力を維持していなければならない。クラシファイアに求められる能力を備えていると BISFed から認められない場合、クラシファイアは認定を失う場合がある。クラシファイアが BISFed リフレッシュャーコースを受け、クラシファイアに求められる能力を備えていると認められれば、クラシファイアとしての認定を再取得することができる。

BISFed クラシファイア認定を維持するためには、クラシファイアは全員、以下の能力を維持していなければならない。

- 1) 競技大会でのクラシファイア募集に応じて参加可否を通知するなど、定期的に連絡事項に応じなければならない。
- 2) 所属する国または地域内の現役クラシファイアとして、毎年少なくとも1回、国内競技大会でクラス分けを実施しなければならない(例：1年あたり10選手)
- 3) 毎年の活動を示した国内競技連盟承認の年間クラス分けの記録簿を提出する。
- 4) クラス分けセミナーまたはクラス分け会議に出席し(競技大会前に開催されることもある)、現行の BISFed クラス分けルールに関する知識を習得または維持する。
- 5) 半年~1年に少なくとも1回 BISFed 公認競技大会に参加して、クラス分けを実施する。予測不可能な状況により競技大会が中止された場合、猶予期間が延長される。
- 6) クラシファイアの協議や業務に積極的に参加し、委員会からの連絡や指示に注意する。

## 第5条 クラシファイアの行動規範

ボッチャにおけるクラス分けの正当性は、クラス分け従事者の行動にかかっている。したがって BISFed は、専門家としての行動基準一式を採択した。これを「クラシファイアの行動規範」と呼ぶ。

## 1. 基本原則

- 1) すべてのクラシファイアは、クラシファイアの行動規範を遵守しなければならない。
- 2) クラシファイアが行動規範に反した場合、BISFed に報告しなければならない。
- 3) このような報告があった場合、BISFed は報告内容を調査し、適切と思われる場合には懲戒措置を講じる。
- 4) BISFed は独自の裁量で、クラシファイアに実際に利益相反があるかを判断する。
- 5) クラシファイアの役割は、競技クラス、競技クラスステイタスを判定する際、公平に評価を行う者として行動することにある。パラリンピックおよび BISFed におけるクラス分けの正当性は、個々のクラシファイアの専門家らしい行動や振る舞いにかかっている。
- 6) すべてのクラシファイアは、ガイドラインに従って専門家らしく行動することに同意した意思表示として、IPC 倫理規程に署名し、これを遵守しなければならない。
- 7) クラシファイアは、選手および選手関係者を尊重し、敬意を払う。
- 8) 思慮、忍耐、尊厳をもって、選手および選手関係者に接する。
- 9) チームとの関係や出身国に関わらず、全ての選手に思いやりをもって、客観的に、誠実かつ公平にクラス分け業務を行う。
- 10) 自らのあらゆる行動や判断の責任を負い、選手評価および抗議の国際基準、BISFed または大会ルールに従って、オープンな態度で選手・関係者と協議や交流を図る。
- 11) アルコールまたは違法薬物の影響下でない状態で、クラス分け業務の責務を果たす。
- 12) 選手評価のための国際基準および抗議のための IPC 国際基準にしたがって、可能な限り選手情報の機密を保持する。
- 13) クラシファイアは、現行のクラス分けルールに従わなければならない。
- 14) 研修および認定に申請する際、また競技大会でクラス分けの任命を受ける際、各自の資質や能力を正確かつ正直に表明する。
- 15) クラス分けルールの理論や実践面を理解し、選手・関係者に広く周知・熟知させる。
- 16) 競技やクラス分けルールの勉強、経験の浅いクラシファイアへの指導、クラシファイア研修生の育成を通じて、継続的に自己改善に励む。
- 17) 一切の経済的、政治的、人的、または競技上の圧力に屈することなく業務を遂行する。
- 18) 実際に存在するか想定されるかを問わず、利益相反に至るようなことは一切回避しなければならないことを認識する。
- 19) 利益相反とみなされるようなチーム、選手、選手関係者との関係はいずれも開示する。
- 20) クラシファイアは同僚に敬意を払うこと。
- 21) 同僚との対話は全て機密情報として扱う。
- 22) 怒りや憤りを表さずに判断を説明し、正当化する。
- 23) 他のクラシファイアや大会役員、テクニカルアドバイザーを公の場で批判することは不適切かつ受け入れがたいことだと認識し、専門家としての尊厳と思いやりを持って、他の技術役員に接する。
- 24) 賛同するか否かに関わらず、同僚のクラシファイアや大会役員、テクニカルアドバイザーの決定や意思決定プロセスを、公式・非公式を問わず尊重する。
- 25) 経験の浅いクラシファイアと論理的・技術的・実践的な知識やスキルを共有し、BISFed クラス分けルールに従って、ボッチャのクラシファイアの研修と育成をサポート

トする。

- 26) クラシファイアは専門家としての役割を果たし、専門家としての立場と責務から、自発的に高いレベルの倫理的かつ専門家らしい行動やふるまいをとる。
- 27) クラシファイアは、口頭または書面による叱責からクラシファイア認定剥奪にいたるまで、自らに課せられる懲戒措置は多岐にわたることを認め、受け入れなければならない。
- 28) クラシファイアの行動規範を遵守しなかった結果、BISFed 国際クラシファイアの認定を失効する場合がある。

## 第6条 クラス分けの運営および策定

クラス分け委員会の議長は、BISFed 事務局と連携して、以下のクラス分け関連事項を実行する責任を負う。

1. 国際公認クラシファイアの最新リストおよび認定レベルなど、BISFed マスターリストの編纂および管理を補佐する。
2. 必要に応じて BISFed データベースの修正・改訂を行う。
3. クラス分けデータ保護のための IPC 国際基準に従って、HOC およびチーフクラシファイアからの要望を受けて安全なフォーマットでデータベースを配布する。
4. 要請があった場合は、クラシファイアの活動に関する報告書をまとめ、提供する。
5. クラシファイアの募集、クラス分けパネルの任命を管理し、任命状を送付する。
6. BISFed 公認大会でのクラス分けリストおよび日程を作成してチーフクラシファイアをサポートする。

## 第3部 選手評価

### 第7条 一般条項

BISFed はクラス分けルールで、選手の競技クラスの割り当て、競技クラスステータスを指定されるプロセス、評価基準、評価方法を規定した。このプロセスを選手評価と呼ぶ。選手評価は複数の行程を経て行われ、以下のような条項が記載されている。

1. 選手に競技への出場要件を満たす障害があるか否かについての評価
2. 選手が競技の最小障害基準（MIC）を満たすかについての評価。競技クラスの割り当てと競技クラスステータスの指定は、選手が特定のタスクや運動をどの程度行うことができるかによって決まり、障害が競技中の活動制限に及ぼす機能面での影響を評価する。

### 第8条 出場要件を満たす障害

BISFed 統轄下でボッチャの競技を希望する選手はいずれも、出場要件を満たす障害がなければならず、その出場要件を満たす障害は恒久的でなければならない。

本クラス分けルールの別紙1・2では、ボッチャを競技する選手に必須の出場要件を満たす障害を規定している。別紙1に出場要件を満たす障害として記載のない障害を「出場不適格障害」と呼ぶ。別紙2に、IPCの基準に照らし合わせた出場不適格障害の例を記載する。

BISFed は、選手に出場要件を満たす障害があるか否かを判断しなければならない。

1. 選手に出場要件を満たす障害があると認めるにあたり、BISFed は恒久的な基礎疾患があることを示すよう要求する。(詳細は、別紙 1 の出場要件を満たす IPC 国際基準参照)
2. 別紙 2 には、BISFed では出場不適格とされる健康状態の例を記載する。
3. BISFed は、中枢神経系 (CNS) に影響を及ぼす神経学的障害と診断された選手 (形成四肢麻痺、運動失調症、アテトーゼ、ジストニア) に出場の機会を提供する。
4. BISFed は、中枢神経以外の重度の筋骨格不全を引き起こす選手 (筋力低下、他動的関節可動域の障害、四肢欠損など) に出場機会を提供する。
5. 選手は全員、BISFed に診断情報を提供しなければならない。診断情報には以下の事柄が記載されていなければならない。
  - 1) 国内統轄組織と国内パラリンピック委員会 (以下、NF・NPC) は、BISFed データベースへ選手登録を完了する際、BISFed 大会の出場に先立って、医療診断書 (MDF) を BISFed に提出する。
  - 2) チーフクラシファイアが選手の医学上の出場要件を事前に承認し、選手にクラス分け評価セッションが割り当てられるよう、BISFed 大会の少なくとも 4 週間前までに、医療診断書を BISFed データベースにアップロードしなければならない。
  - 3) 医療診断書は英語で記載し、日付と認定医療従事者の署名を記入して、BISFed データベースにアップロードしなければならない。
  - 4) BISFed から要請があった場合、医療診断書に補足の診断情報を添えて提出しなければならない。
  - 5) BISFed が医療診断書に不備がある、または内容が一貫していないと判断した場合、BISFed は選手に医療診断書 (補足の診断情報) の再提出を求めることができる。
  - 6) BISFed が選手に医療診断情報の提供を求めた場合、BISFed で診断情報を検討し、出場要件評価委員会を設置して検討に当たらせる場合がある。
6. 出場要件評価委員会の設置、医療診断情報の検討のプロセスは以下の通り。
  - 1) HOC が NF・NPC に対し、選手に代わって診断情報を提出しなければならない旨を通知し、必要な診断情報とその目的を説明する。
  - 2) HOC は、追加の診断情報の提供期限を設定する。
  - 3) HOC は、委員会メンバーを任命する。委員会は HOC 医療資格を持った 2 名以上の専門家で構成する。委員会メンバーは、機密保持同意書に署名しなければならない。
  - 4) HOC が、診断情報の評価に必要な能力を備えていないと自ら判断した場合、HOC は診断情報の検証に参加せず、委員会の補佐に回る。
  - 5) 可能な限り、個々の選手や診断情報源につながる情報は、委員会には差し控えること。委員会メンバーは診断情報を検証し、出場要件を満たすか否かを判断する。
  - 6) 委員会が選手に出場要件を満たす障害がないとの結論に達した場合でも、その選手はクラス分けパネルのもとで選手評価を完了することが認められる。
  - 7) 委員会が選手に出場要件を満たす障害があると納得できなかった場合、HOC は NF・NPC に、この旨の判断を書面で通知する。NF・NPC は判断に対する発言の機会を与えられ、再検証の目的で追加の診断情報を委員会に提出できる。その後判断が再検証される場合、HOC は NF・NPC にその旨を通知する。

- 8) 判断が覆らなかった場合、HOC は NF・NPC に最終決定通知を発行する。
  - 9) 委員会は多数決で判断を下す。HOC が委員会の一員でない場合、出場要件を満たす障害があると診断情報が裏付けていないと判断すれば、HOC は拒否権を発動できる。
7. BISFed は、前述の機能をクラス分けパネルに委託することができる。
8. 国際競技大会への上場要件を満たす参加者は、競技大会開催年の 1 月 1 日時点で 15 歳以上でなければならない。ユース大会の場合は例外とする。

## 第 9 条 最小障害基準 (MIC)

1. 競技への上場を希望する選手には、競技に該当する最小障害基準 (以下、MIC) に見合った出場要件を満たす障害がなければならない。
2. 選手がそれぞれの競技クラスに不可欠なタスクや運動を行う際、出場要件を満たす障害の影響を受けていることを担保するために、BISFed は MIC を設定した。
3. 本クラス分けルールの第 13 部 (ボッチャ競技の特徴) では、ボッチャに適用される MIC および MIC に適合しているかどうかクラス分けパネルが検証するプロセスを規定する。
4. MIC に適合しない選手には、競技クラス不適格 (以下、NE) が割り当てられる。
5. クラス分けパネルは、選手が MIC に適合しているか否かを判断しなければならない。これは評価セッションの一環として行われる。評価セッションの参加に先立って、選手はまず BISFed から、出場要件を満たす障害があると認められなければならない。
6. 補助具の使用に関連して、BISFed は MIC を以下のように規定した。
  - 1) 出場要件を満たす障害の MIC では、選手が競技に不可欠な特定のタスクや運動を行うにあたり、補助具の使用による影響を考慮に入れてはならない。

## 第 10 条 競技クラス

1. 出場要件を満たす障害がない、またはボッチャの最小障害基準に適合しない選手には、本クラス分けルールに従って、必ず NE が割り当てられる。
2. ボッチャの MIC に適合する選手には、必ず競技クラスが割り当てられる。
3. 競技クラスは、BISFed が NE の割り当てる場合を除き、出場要件を満たす障害がボッチャ競技に不可欠な特定のタスクや運動に及ぼす影響についてクラス分けパネルが行った評価にのみ基づき割り当てられる。これら評価は、重要なタスクや運動が繰り返し観察できるよう、競技会場以外の管理の行き届いた環境で行わなければならない。
4. BISFed クラス分けルールには、競技クラスの割り当てと競技クラスステータスの指定に関する方法、および評価基準が規定されている。

## 第 11 条 クラス分け未完了 (CNC)

1. 選手評価のいずれかの段階で、BISFed またはクラス分けパネルが選手に競技クラスを割り当てることができない場合、BISFed クラス分け委員会またはチーフクラシフィアは、その選手をクラス分け未完了 (以下、CNC) と指定する場合がある。
2. CNC の指定は競技クラスではなく、クラス分けルールの抗議関連の条項の対象にはならない。CNC の指定は、BISFed クラス分けマスターリストのために記録される。
3. CNC に指定された選手は、クラス分けを完了するまでは公認大会に出場できない。

## 第4部 選手評価とクラス分けパネル

### 第12条 クラス分けパネル

クラス分けパネルとはBISFedより任命されたクラシファイアの集団で、特定のBISFed公認大会で選手評価の一部または全ての行程を実施する者である。

1. クラス分けパネルはメディカルクラシファイア1名、テクニカルクラシファイア1名を含む、少なくとも2名のBISFed公認クラシファイアで構成されなければならない。
2. 公認クラシファイアの規定人数とは別に、クラシファイア研修生がクラス分けパネルの一員として選手評価に参加することができる。
3. クラス分けパネルのメンバーは、選手（選手関係者）との間に、偏見や利害関係が生じるような重大な関係を一切もたないこと。また、抗議の対象となるいかなる判定にも関与していないこと。万が一、利益相反があった場合、関係当事者はこれをチーフクラシファイアに報告すること。クラス分けパネルのメンバーは競技大会中、クラス分け関連業務を除き、他の役員に課せられた責務を一切負わないこと。
4. BISFed公認競技大会では、2つのクラス分けパネルとチーフクラシファイア1名が設けられる場合がある。
5. BISFed公認競技大会であっても、HOCの裁量により、3名のクラシファイアから成る1つのパネルで十分だと判断される場合がある。クラス分けパネルが1つの場合、抗議は処理されず、各国には1回目のエントリー情報でこの旨が通知される。
6. 小規模な競技大会では、チーフクラシファイアがクラス分けパネルのクラシファイアを兼ねる場合がある。
7. 競技大会の開始時に、選手評価のために十分な時間を割り当てなければならない。大規模な大会で選手の人数にもよるが、少なくとも丸2日を当てることが望ましい。
8. クラス分けパネルが1つしか設けられない世界オープン等では、クラス分けに丸1日を当てる必要がある。ただし、クラス分けを実施する選手は最大15名とする。これを超える数の選手がクラス分けを受けなければならない場合、さらに1日追加するか、クラス分けパネルをもうひとつ追加する必要がある。
9. 1つのクラス分けパネルは、少なくとも2か国から選出された2~3名のクラシファイア（そのうち少なくとも1名はレベル2または3）で構成される。
10. 不測の事態により、クラス分けパネルにクラシファイアが1名しかいない状態でクラス分けを実施する場合、そのクラシファイアがメディアルクラシファイアである場合に限り、クラス分けを継続できる。クラシファイア1名で競技クラスを割り当てられて参加した選手は、次に出場する公認大会で改めてクラス分けを受けなければならない。

### 13 クラス分けパネルの責務

#### 1. 一般条項

- 1) クラス分けパネルは評価セッションの実施に責任を負う。クラス分けパネルは、
  - (1) 選手が競技のMICに適合しているかどうか判断しなければならない。
  - (2) 競技に不可欠なタスクや運動を、選手が実行できるか評価しなければならない。
  - (3) 競技中に観察評価(OA)を行わなければならない。

- 2) 評価セッションの後、クラス分けパネルは競技クラスを割り当てて、競技クラスステイタス、または CNC を指定しなければならない。
- 3) 評価セッションに先立ち、医療診断書が BISFed データベース上で承認されたタイミングで、HOC または大会のチーフクラシファイアは、選手に出場要件を満たす障害があるか否かを判断しなければならない。
- 4) 評価セッションは、管理が行き届き、重要なタスクや運動を繰り返し観察できるような競技場外の環境で行わなければならない。
- 5) 体調不良や技能不足、加齢といったその他の要因が競技に不可欠なタスクや運動に影響を及ぼす場合もあるが、競技クラスの割り当てはこれら要因に左右されてはならない。
- 6) 選手に出場要件を満たす障害と出場不適格障害の両方がある場合、その選手は出場要件を満たす障害に基づいて評価される。ただし出場不適格障害が、競技クラスを割り当てるクラス分けパネルの判断能力に影響しないことが条件となる。
- 7) 競技クラスは、BISFed クラス分けルールが規定するプロセスにしたがって選手に割り当てられる。

## 2. クラス分け：日程作成、振替日、準備

- 1) HOC は、競技大会の少なくとも 3 か月前までに、大会のチーフクラシファイアを任命するのが望ましい。
- 2) 大会の少なくとも 2 か月前までに、クラス分けパネルを任命すること。
- 3) HOC とチーフクラシファイアは、大会組織委員会 (LOC) と連携して選手リストを準備すること。競技大会の 4 週間前までに選手の氏名を HOC に提出しなければならない。
- 4) チーフクラシファイアは競技大会到着時または到着前に、LOC と国内競技連盟のチームにクラス分け評価日程を提供すること。それ以降は、いかなる振替日もチーフクラシファイアとテクニカルクラシファイアの承認を受けなければならない。
- 5) ボッチャへの出場要件を満たす選手は全員、所属する国内競技連盟から 1 回目のクラス分けを受けなければならない。クラス分けは BISFed クラス分けルールおよび競技の特徴に定めるガイドラインに従って行うこと。とくに、国内クラシファイアは BISFed 公認基準に従って研修を受けていること。
- 6) BISFed クラス分けマスターリストには、選手の氏名、国籍、競技クラス、競技クラスステイタスが記載される。そうした情報は、競技大会前～大会中に更新すること。
- 7) NF・NPC は、大会への選手登録完了時、選手が初めて出場する（選手が新規ステイタスでエントリーする）競技大会開始日の 4 週間前までに、医療診断書 (MDF) を BISFed データベースにアップロードしなければならない。

## 第 14 条 選手評価

### 1. 選手に関して

- 1) 選手はパスポート、ID、ボッチャのライセンスカード、大会参加証明などの書類を提示して、クラス分けパネルが納得する形で身分を証明しなければならない。
- 2) すべての選手は、クラス分けパネルが与える合理的な指示に全て従わなければならない旨を明記した選手同意書に署名しなければならない。
- 3) 選手は評価セッションに出席する際、競技クラスの割り当てを希望するボッチャの競

技用衣類と用具（ランプ、ポインター、グローブ等）を携帯しなければならない。

- 4) 選手は評価セッションに出席する際、所属する NF・NPC のメンバー 1 名を帯同する権利を有する。選手が未成年または知的障害者の場合、必ず同伴者を帯同させなければならない。
- 5) 選手は障害、投薬、医療機器、パフォーマンスを左右する一切の手術に関する情報を、クラス分けパネルに提供しなければならない。特殊な障害、または複雑な障害がある場合、障害に関する補足情報を記載したものを持参しなければならない。
- 6) 選手は全投薬のリストをクラス分けパネルに提示しなければならない。
- 7) 選手はクラス分けパネルから与えられた合理的な指示に全て従わなければならない。
- 8) 選手から同伴者に選ばれた者は、選手の障害および競技歴について把握していること。
- 9) 選手と同伴者は、BISFed が定める評価同意書の規約を把握しなければならない。
- 10) 選手は、以下の内容を記載した医療診断書を BISFed に提供しなければならない。
  - (1) 医療診断書は英語で記入し、日付と認定医療専門家の署名がなくてはならない。
  - (2) 医療診断書は、出席を予定しているクラス分けの 4 週間前までに、必要な場合は補足の診断情報を添えて、BISFed データベースにアップロードしなければならない。
- 11) 適切な服装で現れなかった選手は、クラス分けを受けることができない。
- 12) 評価中、選手の健康状態が全力を出すことを制限する、または妨げるような痛みを引き起こす場合は、選手の評価は行わない。チーフクラシファイアは、評価セッションの日程を改めて設定することができる。
- 13) 脳性麻痺または外傷性脳損傷の二次的特性である発作疾患がある選手は、症状をコントロールできることを条件に、出場が認められる。

## 2. クラス分けパネルに関して

- 1) クラス分けパネルが競技クラスの割り当てに必要なだと判断した場合、クラス分けパネルは障害に関連する追加の補足医療資料を提出するよう、選手に要請することができる。
- 2) BISFed から別途指示がない限り、クラス分けパネルは英語で評価セッションを実施する。選手に通訳が必要な場合、選手が所属する NF・NPC のメンバーが責任を持って通訳を手配する。通訳は第 14 条 1.4) に定める同伴者とは別に、評価セッションへの帯同が認められる。
- 3) 選手評価を行うクラス分けパネルが競技クラスの割り当てに必要なと感じた場合、クラス分けパネルは HOC またはチーフクラシファイアの同意を得たうえで、いずれの段階でも医学的、技術的、科学的意見を求めることができる。
- 4) 第 14 条 2.3) に従って求めた意見の他に、クラス分けパネルが競技クラスを割り当てる際に考慮できるのは、該当する選手、NF・NPC、BISFed から提供された資料（情報源は問わない）に限られる。
- 5) クラス分けパネルは競技クラスを割り当てる際の補助として、動画およびその他記録物を撮影、作成、使用することができる。

## 3. 選手評価のプロセス

選手評価は、クラス分けデータ保護のための国際基準を尊重し、その国際基準の条項と合致する形で実施する。身体評価、技術評価、観察評価は全て、動画に録画してもよい。

## 1) 身体評価

- (1) BISFed 出場要件を満たす障害の基準（別紙 I 参照）に従って、選手に出場要件を満たす障害があることを確認
- (2) メディカルクラシファイアが身体評価を行い、MIC に適合することを確認
- (3) クラス分けパネルが選手の既往歴および競技歴に関する情報を集めて、評価を開始
- (4) クラス分けルールが定める評価方法に従って、選手の身体評価を実施
- (5) 活動制限の有無を判断する身体評価の初期段階には、クラス分けパネルのメディカル担当者（医師、物理療法士）による診察も含まれるが、これに限定されない

## 2) 運動制限の評価

活動制限の評価には以下のようなものがあるが、これに限定されない。

- (1) 上肢（投球する選手の場合）、下肢（ボールを蹴る選手の場合）の協調性  
自発的に流れるような動きを素早く、正確に行うことができるかで判断する。
- (2) 座位のバランス機能  
最小限の姿勢の揺れや代償運動で、重心を支持基底面内で維持できるかで判断する。
- (3) 体幹および上肢、下肢の対称性  
身体の境界線または境界面の両側が呼応し、類似の動きができるかで判断する。
- (4) 関節可動域  
投球や蹴りの後のフォロースルーなど、関節の最大可動範囲、または最適な範囲（通常は屈曲および伸展の範囲）で判断する。
- (5) 上肢の障害  
痙性、運動失調症、アテトーゼ、筋力低下が及ぼす影響で判断する。
- (6) この評価は、ボッチャに重要なタスクや運動、ブレーキ、操縦、推進など各種車いすのスキル、電動車いすの場合はジョイスティックや駆動装置の操作を繰り返し観察できるような競技場外の管理が行き届いた環境で行われる（コート上が望ましい）。

## 3) 技術評価

技術評価はテクニカルクラシファイアが実施する。この評価では、試合を想定した状況のもと、活動制限を判断することに専念する。活動制限の評価には以下のようなものがあるが、これに限定されない。

- (1) ボールの操作、握り、リリースなど、手先の器用さ
- (2) 体幹と上肢（投球する選手の場合）、下肢（ボールを蹴る選手の場合）の運動協調性
- (3) 体幹のコントロールおよび代償手段  
（ベルト、背もたれ、フットレスト等のセッティングや使用を観察し、記録する）
- (4) 様々な投球、蹴りの評価  
障害がボールのスピード、正確性、強度、コントロールに及ぼす影響を判断する
- (5) ボールをランプから転がすなど（BC3 選手の場合）、選手と競技用具の使用の関係性
- (6) クラシファイアは、選手が用具や技術補助を活用して、技術評価を全力で行っている

と確信しなければならない。

クラス分けパネルが選手評価を完了できなかったと判断した場合、その選手には競技ク

ラスは割り当てられず、当該する BISFed 競技大会のいかなる場面でも出場は認められない。

## 第 15 条 競技中の観察評価 (OA)

### 1. 一般条項

- 1) 国際クラス分けを受けたボッチャ選手は、競技中の観察評価を受けてから、クラス分けパネルから競技クラスを割り当てられ、競技クラスステイタスを指定される。
- 2) 身体評価の評価セッションの初期段階、すなわち出場要件を満たす障害の評価、MIC の評価、ボッチャに特有のタスクや不可欠な運動を行う能力の評価を完了後、選手はクラス分けパネルから競技クラスを割り当てられ、競技大会にエントリーされる。
- 3) 競技中の観察評価は、個人予選の初戦および予選ラウンドの試合中に行うこと。
- 4) 競技大会での初戦がチーム戦・ペア種目の予選ラウンドの場合、選手の機能を判断するのに十分な観察評価を実施できる状況に限り、競技クラスの割り当てや変更が認められる。
- 5) 競技中の観察評価は BISFed 大会の勝ち抜きラウンドで実施することも可能だが、勝ち抜きラウンド中は選手の競技クラスを変更できない。
- 6) 競技クラスの割り当てに関し、クラス分けパネルの意見が一致しない場合、クラス分けパネルは予選ラウンドの次の試合（複数も可）で観察評価を継続することができる。継続の理由には以下のようなものがあるが、これに限定されない。
  - (1) 試合中の選手の参加が十分ではなかったとクラス分けパネルが判断した。
  - (2) 試合のレベルが、選手の潜在能力と釣り合わない。
  - (3) 選手が負傷している。
  - (4) クラス分けパネルが OA を実施することができなかった。
- 7) 予選ラウンド中の観察評価の完了後、クラス分けパネルは競技クラスを割り当て、競技クラスステイタスを指定しなければならない。

### 2. 観察評価後の競技クラスの変更

競技中の観察評価により、クラス分けパネルが選手の競技クラスの変更を決定した場合

- 1) チーフクラシファイアは競技大会の予選中に、可能な限り速やかに、クラス分けパネルの決定を各国チームの代表者と技術部門（以下、TD）に通知する。
- 2) 選手の競技クラスは、競技大会の既定のタイミングで変更することができる。
  - (1) 予選ステージ中
  - (2) 予選ステージ終了時
  - (3) コンペティションで個人種目とチーム・ペア種目が行われる間
  - (4) 競技クラスの変更は即時反映される（予選ステージ中、勝ち抜きラウンド前のみ）
- 3) 変更が行われるまで、選手の競技クラスは正しいとみなされ、変更前に獲得した試合結果はいずれもその大会または世界ランキングで有効とする。
- 4) 予選中に選手の競技クラスが変更され、その選手またはその選手のチームやペアが試合を継続できなくなった場合、残る予選の試合はいずれも没収試合となる。
- 5) 選手の競技クラスが変更され、その選手、またはその選手のチームやペアが予選 1 位であった場合、予選 2 位の選手（チーム、ペア）が決勝ラウンドに進出する。

- 6) 競技大会の決勝ラウンド中は、競技クラスの変更は一切認められない。
- 7) BISFed の競技ルールまたはクラス分けルールに従って試合前に変更が行われた場合、TD はスタートリストおよび競技日程を調整する場合がある。
- 8) TD、大会組織委員会 (LOC) は、可能な限り速やかに、その他のチームや国、関係当事者に変更点を通知しなければならない。
- 9) 競技期間中、クラス分けの結果生じたいかなる変更も、選手には書面で通知しなければならない。書面には以下の内容が記載される。
  - (1) 選手に割り当てられた競技クラス
  - (2) 選手の最新の競技クラスステータス
  - (3) 上記に関連する抗議の詳しい手順
- 10) 大会組織委員会 (LOC) はチーフクラシファイアからの指示を受けた後、関係当事者に選手評価の結果を通知する責任を負う。

### 3. 障害が軽いクラスで競技する場合

特定の競技大会では、チーフクラシファイアおよび TD の裁量により、選手は自分に割り当てられたよりも障害が軽いクラスで競技することができる。選手が自分に割り当てられたよりも障害が軽いクラスで競技する場合 (例: BC1 選手が BC2 クラスで競技する)、選手は競技大会の残り期間中はその競技クラスのままプレイする。

#### 【選手評価のプロセス】

1. 出場要件を満たす障害の評価
2. MIC
3. 技術評価
4. 競技大会でのクラス割り当て
5. 競技観察 (観察評価)
6. クラスおよびクラスステータスの割り当て

## 第 16 条 競技クラスステータス

選手は最初のクラス分けでは、競技クラスステータス: 新規 (N: New) でエントリーする。クラス分けパネルが選手に競技クラスを割り当てる場合、競技クラスステータスも指定しなければならない。競技クラスステータスとは、選手が今後選手評価を受ける必要があるか否か、選手の競技クラスが抗議の対象になりうるか否かを示すものである。

評価セッションおよび観察評価が終了後、クラス分けパネルは選手を以下のいずれかひとつの競技クラスステータスに指定する。

**確定 (C: Confirmed)**

**再評価 (R: Review)**

**期日付再評価 (RFD: Review with a Review Fixed Date)**

### 1. 競技クラスステータス: 新規 (N)

- 1) 最初の評価を受ける前に、選手には競技クラス: 新規 (N) が割り当てられる。
- 2) BISFed から別途定めがない限り、新規 (N) の選手はいずれの競技大会でも、出場

の前に評価セッションを受けなければならない。

## 2. 競技クラスステイタス：再評価 (R)

- 1) 追加の評価セッションが必要だとクラス分けパネルが判断した場合、選手は競技クラスステイタス：再評価 (R) に指定される。
- 2) 様々な要因に基づき、追加の評価セッションが必要だと判断に至る場合がある。  
例として、選手が競技大会に出場して日が浅い場合、障害が変動的・進行性であり不安定な場合、筋骨格が完全に発達していない場合、競技成熟度が十分でない場合などがある。
- 3) 再評価 (R) に指定された選手は、1 回目の評価から少なくとも 12 か月が経過した後の国際競技大会で、出場前に 2 回目の選手評価を受ける。ただし、国際競技大会で 2 つのクラス分けパネルが設けられている場合、あるいはクラス分けパネルは 1 つであるが日程に 2 回目のクラス分を行う時間がある場合に限られる。

## 3. 競技クラスステイタス：期日付再評価 (RFD)

- 1) 追加の選手評価が必要だが、指定された日付 (再評価指定日) までは必要ないとクラス分けパネルが判断した場合、選手は期日付再評価 (RFD) に指定される。
- 2) 期日付再評価 (RFD) の選手は、各自の再評価指定日が経過してから最初のタイミングで評価セッションを受けなければならない。
- 3) 期日付再評価 (RFD) の選手は、再評価期日より前に評価セッションを受けることはできない。ただし、医学的再評価または抗議を申し立て、受理された場合は例外とする。
- 4) パラリンピック開催前の競技大会が中止され、クラス分けを受ける機会が他にない等の特殊な状況が発生した場合、パラリンピックでクラス分けが実施されないようであれば、パラリンピック終了後に、新たなクラス分けの日付が指定される場合がある。

## 4. 競技クラスステイタス：確定 (C)

- 1) 選手の出場要件を満たす障害、および競技に不可欠な特定のタスクや運動を行う能力のいずれも競技クラスの範囲内に収まり、今後もその状態が続くとクラス分けパネルが判断した場合、選手は競技クラスステイタス：確定 (C) に指定される。
- 2) 確定 (C) の選手は、一切追加の選手評価を受ける必要はない。ただし、クラス分けルールの抗議に関する条項 (第 6 部)、医学的再評価に関する条項 (第 8 部)、競技クラスの基準の変更に関する条項 (第 16 条 5) に準ずる場合は除く。
- 3) 競技中の観察評価を受けるまで、確定 (C) が割り当てられることはない。
- 4) クラス分けパネルは、身体評価と技術評価に基づき、かつ競技中の観察評価 (OA) を完了した時点で、追加のクラス分け評価は必要がないことを決定する。この決定は、競技クラスのあらゆる基準を満たし、競技クラスの基準範囲内に収まる選手に適用される。
- 5) 後天性、外傷性脳損傷、脊髄損傷を受けた後の回復は様々であるため、選手には損傷から少なくとも 4 年が経過するまで、確定 (C) は割り当てられない。選手は損傷から少なくとも 4 年が経過し、同じ競技クラスで少なくとも 2 年以上、競技大会で 2 回以上クラス分けを受けるまで、クラスステイタスは再評価 (R) のまま維持される。

## 5. 競技クラスの基準変更

BISFed がクラス分けルール、または別紙に定義される競技クラスの基準や評価方法に変更または追加を行った場合

- 1) BISFed は、確定 (C) の選手を再評価 (R) にあらためて指定する場合がある。その場合、選手は最短のタイミングで評価セッションを受けなくてはならない。
- 2) BISFed は、選手の期日付再評価 (RFD) を変更する場合がある。その場合、選手は最短のタイミングで評価セッションを受けなくてはならない。
- 3) いずれの場合も可能な限り速やかに、該当する BISFed 傘下 NF・NPC に通知される。

## 6. 選手評価の流れ

### 1) 大会前に新規 (N) の場合

評価後に競技観察 (OA) を経て、再評価 (R)、期日付再評価 (RFD) もしくは確定 (C)

NE の場合、次の大会前に 2 回目の評価 → 再び NE なら追加の評価なし

### 2) 大会前に再評価 (R)・期日付再評価 (RFD) の場合

競技観察 (OA) を経て、再評価 (R)、期日付再評価 (RFD) もしくは確定 (C)

NE の場合、次の大会前に 2 回目の評価 → 再び NE なら追加の評価なし

## 第 17 条 競技クラスおよび競技クラスステータスの通知

選手評価の結果は、選手評価の終了後可能な限り速やかに、予選ラウンド中に選手と NF・NPC に通知し、公表しなければならない。大会組織委員会は、結果の掲示に関する条項を定め、選手、国内競技連盟には書面で通知する。書面には以下の内容が記載される。

- (1) 選手に割り当てられた競技クラス
- (2) 選手の最新の競技クラスステータス
- (3) 上記に関連する抗議の詳しい手順

### 1. 新規 (N) の選手への通知

- 1) 新規 (N) の選手は、前述の身体評価および技術評価を終了後、観察評価 (OA) を受けるか、または不適格 (NE) となる。
- 2) 競技中の観察評価の後、新規 (N) には競技クラスと、競技クラスステータス (R、RFD、C) のいずれかが通知される。クラス分けパネルから追加の評価を受ける場合もある。

### 2. 再評価 (R)、期日付再評価 (RFD) の選手への通知

- 1) 再評価 (R)、期日付再評価 (RFD) の選手には、競技中の観察評価の後、競技クラスと競技クラスステータスが通知される。
- 2) 競技クラスステータスが確定の場合、追加の評価は必要ない。
- 3) 再評価 (R)、期日付再評価 (RFD) の場合、少なくとも 3 年間に、最大 3 回まで選手

評価を受けることができる。医学上の理由がある場合を除き、12 か月以内に再評価を 2 回受けることはできない。

### 3. 第三者への通知

- 1) 大会組織委員会 (LOC) は、大会中のクラス分けを考察するためにチームが必要とする場合、いずれかの競技クラスステータス (N、R、RFD) で競技大会に出場する選手に関する情報をすべて提供するものとする。
- 2) チーフクラシファイアは評価セッション終了後、大会組織委員会 (LOC) および TD に選手の最新の競技クラスの結果を通知する。

### 4. 競技大会後の最終確定

- 1) チーフクラシファイアは、競技大会終了前に、競技クラスと競技クラスステータスを確定しなければならない。
- 2) BISFed は選手評価の終了後、競技大会での選手評価の結果を公表しなければならない。結果は競技大会終了から 4 週間以内に、BISFed の web サイト上のクラス分けデータベースから閲覧できるようにしなければならない。

## 第 5 部 競技クラス：不適格 (NE)

### 第 18 条 競技クラス：不適格 (NE)

選手に出場要件を満たす障害がない、または基礎疾患がないと BISFed が判断した場合、BISFed はその選手に、競技クラス：不適格 (NE) を割り当てなければならない。

選手に出場要件を満たす障害があるものの、MIC に適合していないとクラス分けパネルが判断した場合、その選手には競技クラス：不適格 (NE) を割り当てなければならない。

#### 1. 出場要件を満たす障害がない場合

- 1) BISFed データベースに提供された情報、アップロードされた医療診断書、その他補足の医療資料に基づいて、選手に出場要件を満たす障害がないと判断した場合、その選手は
  - (1) 評価セッションを受けることが認められない
  - (2) 競技クラス：不適格 (NE)、競技クラスステータス：確定 (C) に指定される。
- 2) 選手に出場要件を満たす障害がないことを理由に、別の国際競技連盟が選手に競技クラス：不適格 (NE) を割り当てた場合、BISFed はクラス分けルールに記載のプロセスを必要とせずに同様の判断を下すことができる。

選手の障害がボッチャの出場を満たしていないと判断された場合、HIOC またはクラス分けパネルの判断により、その選手はクラス分けパネルまたは抗議パネルのいずれからも評価を受けることはなく、競技に参加することも認められない。

#### 2. 最小障害基準 (MIC) を満たしていない場合

- 1) 選手には出場要件を満たす障害がなければならない。その障害は、BISFed クラス分けルールが定める各競技クラスの MIC に適合していなければならない。

- (1) 選手に出場要件を満たす障害がなく、出場要件を満たす障害が MIC に適合していないとクラス分けパネルが判断した場合、その選手には競技クラス：不適格 (NE) が割り当てられ、出場することはできない。
- (2) 競技大会でクラス分けパネルが 2 つ設けられている場合、その選手は同じ競技大会で 2 回目の選手評価を受けなければならない。この 2 回目の評価は、クラス分けパネルが 2 つ設けられている競技大会で、可能な限り速やかに実施しなければならない。
- 2) 2 回目の評価セッションを待つ間、その選手には競技クラス：不適格 (NE) が割り当てられ、競技クラスステータスは再評価 (R) に指定される。再評価を受けるまで、その選手は出場を認められない。
- 3) 2 回目のクラス分けパネルも、選手が MIC に適合していないと判断した場合 (または指定した時間に選手が 2 回目の評価セッションに参加しなかった場合)、その選手は競技クラス：不適格 (NE)、競技クラスステータス：確定 (C) に指定される。その選手は、その競技大会、および今後いかなる競技大会にも出場が認められない。
- 4) 最初に割り当てられた競技クラス (不適格を除く) について選手が抗議を申し立て、抗議パネルより競技クラス：不適格 (NE) を割り当てられた場合、別のパネルを設けることが可能であれば、その選手は抗議パネルが下した競技クラス：不適格 (NE) の決定を再検証する最終評価セッションを受けることができる。
- 5) MIC に適合していないことを根拠に、クラス分けパネルが競技クラス：不適格 (NE) を割り当てた場合、その選手は別の競技への出場資格を認められる場合がある。ただし、その競技の選手評価を受けることが条件となる。
- 6) 選手に競技クラス：不適格 (NE) を割り当てられた場合であっても、障害が存在するか否かを疑うものではなく、あくまでもボッチャの出場要件を決定するものにすぎない。

## 第 6 部 抗議

### 第 19 条 講義の範囲

1. 本ルールでは、IPC の抗議のための国際基準で使われているのと同じ意味で、抗議という用語を使用する。抗議とは、選手の競技クラスに対する正式な異議申し立てを行い、その後解決するまでのプロセスを指す。
2. 抗議は選手の競技クラスに関してのみ申し立てることができる。選手の競技クラスステータスに関しては、抗議を申し立てることはできない。
3. 競技クラス：不適格 (NE) を割り当てられた選手に関しては、選手評価の国際基準および BISFed ルールに従って、自動的に 2 回目のクラス分けパネルから評価を受けるため、抗議を申し立てることはできない。
4. BISFed は、ボッチャにおける選手の競技クラスに関して申し立てられた抗議を解決する担当組織である。

### 第 20 条 抗議を申し立てることのできる当事者

選手本人が抗議を申し立てることはできない。選手が所属する BISFed 加盟団体 (NF・NPC) のみが、選手に代わって抗議を申し立てることができる。これら団体は NF・NPC、BISFed のいずれか 1 つが該当する。

## 第21条 国による抗議の申し立て

1. NF・NPC は、競技大会または選手評価用の会場で、所属選手に関する抗議のみを申し立てることができる。
2. 競技大会で国が申し立てる抗議は、BISFed が定める時間枠にしたがって、競技大会の予選ラウンドが終了する前に申し立てなければならない。
  - 1) 身体評価、技術評価の後、クラス分けパネルの決定通知を受けて1時間以内
  - 2) 競技中の観察評価の後、選手評価の結果が公表されてから1時間以内
3. 競技大会初戦の前に抗議が申し立てられた場合、抗議が解決するまで、その選手は競技への参加が認められない。

## 第22条 国による抗議の手続き

1. 国による抗議の申し立てには、NF・NPC は裏付け資料を添えて抗議が正当であることを証明し、BISFed が規定する抗議書に記入して提出しなければならない。抗議書には以下の情報を記載しなければならない。
  - 1) 抗議対象の選手の氏名および国
  - 2) 抗議対象の詳しい判定、抗議対象の判定の写し
  - 3) 抗議を申し立てた理由、抗議対象の判定が間違っていると NF・NPC が考える根拠
  - 4) 違反に該当すると思われるルールを明記すること
2. 抗議書類は1時間以内に、当該競技大会のチーフクラシファイアに提出しなければならない。チーフクラシファイアは抗議書類の受理後、抗議の検証を行わなければならない。検証の結果は以下の2つの可能性がある。
  - 1) 抗議が第22条1の抗議要件を満たさないとチーフクラシファイアが判断した場合チーフクラシファイアは抗議を却下することができる。
  - 2) 抗議が第22条1の抗議要件を満たしているとチーフクラシファイアが判断した場合チーフクラシファイアは抗議を受理することができる。
3. チーフクラシファイアは申し立てられた抗議を独自の裁量で却下または受理する上で、HOC にコンタクトすることができる。
4. 抗議が却下された場合、チーフクラシファイアは可能な限り速やかに関係当事者に通知し、NF・NPC に書面で説明しなければならない。この場合、抗議申請料は返還されない。
5. 抗議が受理された場合
  - 1) 抗議の結果を待つ間、抗議対象の選手の競技クラスは変わらないが、抗議対象の選手の競技クラスステータスは、すでに再評価 (R) だった場合を除き、即時に競技クラスステータス：再評価 (R) に変更されなければならない。
  - 2) チーフクラシファイアは第25条に従って抗議パネルを任命し、可能な場合は抗議が行われた競技大会で、速やかに新たな評価セッションを実施しなければならない。
  - 3) チーフクラシファイアは関係当事者に、抗議パネルが実施する新たな評価セッションの日時を通知しなければならない。
6. 抗議の申し立てを行う際、NF・NPC は BISFed に抗議申請料を支払わなければならない

い。申請料は 150 ユーロ・ポンドである。

(大会組織委員会がその競技大会で別途金額を定めた場合は除く)

### 第 23 条 BISFed による抗議

BISFed は次の場合、国際競技連盟としていかなる時も独自の裁量で、所属選手に関する抗議を申し立てることができる。

1. 選手に割り当てられた競技クラスが正しくなかったと思われる場合（タスクを行う抗議対象の選手の能力が、競技クラスと一致していないと信じるに足る十分な理由がある場合）
2. BISFed 加盟団体が BISFed 事務局に申請書が提出された場合。申請の正当性は、HOC とクラス分け委員会の独自の裁量で検証され、このような申請はいずれも特定の競技大会での BISFed による抗議や解決を必要としない。(抗議のための国際基準を参照)

### 第 24 条 BISFed による抗議の手続き

1. 国際競技連盟としての抗議申し立てを BISFed が決定した場合、HOC は可能な限り最短のタイミングで、該当する NF・NPC に国際競技連盟の抗議が申し立てられた旨を伝達しなければならない。
2. HOC は、NF・NPC に BISFed による抗議が申し立てられた理由と、HOC が正当だと判断した根拠を書面で説明しなければならない。
3. BISFed が国際競技連盟として抗議を申し立てる場合
  - 1) 抗議の結果を待つ間、抗議対象の選手の競技クラスは変わらず、同じままでなければならない。
  - 2) 抗議対象の選手の競技クラスステータスは、すでに再評価 (R) であった場合を除きただちに再評価 (R) に変更しなければならない。
  - 3) 妥当な限り速やかに抗議パネルを任命し、抗議の解決に当たらなければならない。

### 第 25 条 抗議パネル

1. チーフクラシファイアが HOC から権限を与えられた場合、第 25 条の HOC の義務の 1 つまたは複数を実行することができる。
2. 抗議パネルは、選手評価のための国際基準が定めるクラス分けパネル任命の条項に沿って、HOC より任命を受けなければならない。
3. 抗議パネルには、以下に該当するクラス分けパネルのメンバーを加えることはできない。
  - 1) 抗議対象の判定を行ったクラス分けパネル
  - 2) 抗議対象の判定が下された日から遡って 12 か月以内に抗議対象の選手に対する選手評価のいずれかのプロセスを実施したクラス分けパネル。ただし、抗議を申し立てた NF・NPC、国際競技連盟が別途同意した場合は除く。
4. HOC は抗議パネルが実施する選手評価日時を関係当事者に通知しなければならない。
5. 抗議パネルは選手評価のための国際基準に従って、新たな選手評価を実施する。抗議パネルは新たな選手評価を実施する際、抗議書類を参照することができる。
6. 抗議パネルは競技クラスを割り当て、競技クラスステータスを指定しなければならない。

い。抗議パネルの決定は選手評価の終了後、可能な限り速やかに、関係当事者に通知する。

7. 国による抗議および国際競技連盟による抗議のいずれの場合も、抗議パネルの決定が最終であり、NF・NPC、国際競技連盟がさらに抗議をすることは認められない。

決定に至るまでのプロセスに問題があり、かつ上訴の要件を満たしている場合、その決定は本クラス分けルール第11部の定めに従って、適切に検証することができる。

8. 抗議パネルは選手の競技クラスを検証する際、医学、スポーツ、科学の各分野の知見を求めることができる。

## 第26条 抗議パネルを設けることができない場合

1. 競技大会で抗議が申し立てられたが、その競技大会で抗議を解決できない場合

1) 抗議の解決を待つ間、抗議対象の選手は、クラス分けパネルより割り当てられた抗議対象の競技クラスでの出場が認められなければならない。

2) クラス分けパネルが1つしか設けられていない競技大会で抗議が申し立てられ、かつ受理された場合、抗議はHOCに送られ、HOCは選手が出場する次の競技大会で抗議パネルを任命する。

3) 抗議が最短のタイミングで解決されるよう、あらゆる合理的な措置を講じなければならない。

## 第27条 特別条項

1. BISFedは、選手評価のための国際基準にしたがって、競技大会とは別の時間帯、別の場所（非競技会場）で、選手評価の実施を決定できる。選手がこの条項の採用を希望する場合、競技中の評価後も依然として競技クラスが判定できないケースが考えられる。

2. BISFedは、選手評価が非競技会場で行われる際も国際基準にしたがって抗議の申し立てを可能とする条項を定めなければならない。

3. 地域パラリンピック委員会公認の総合パラスポーツ競技大会、その他競技大会での適用を目的として、主要コンペティションの会期中にIPCまたはBISFedが抗議に関する特別条項を発布する場合がある。

## 第7部 評価セッション中の不適切行為

### 第28条 評価セッションへの不参加

1. 評価セッションへの参加は、選手個人の責務である。

2. 選手が所属するNF・NPCは、選手が必ず評価セッションに参加するよう、合理的な措置を講じなければならない。

3. 不参加とは、評価セッションの目的でクラス分けパネルが対面する約束の時間に、選手がいかなる形でも参加しないことである。評価への不参加には以下のようなものがある。

1) 特定の時間または場所で、評価に参加しないこと

2) 適切な用具、衣服、書類を持参して評価に参加しないこと

- 3) 必要な選手関係者（未成年の選手の場合）を同行して評価に参加しないこと
4. 選手が評価セッションに参加しない場合、クラス分けパネルは不参加の旨をチーフクラシファイアに報告する。
  - 1) 不参加に正当な理由があるとチーフクラシファイアが納得し、競技大会で実行可能である場合、チーフクラシファイアは選手が追加で評価セッションを受けられる日時を改めることができる。
  - 2) 選手は最後のチャンスとして、2回まで評価に参加する機会を与えられる。
5. 選手が不参加に対して正当な理由を提示することができない場合、または選手が2回目も評価セッションに参加しなかった場合、競技クラスは割り当てられず、その選手は競技大会への出場を認められない。

## 第29条 評価セッションの中断

1. 以下のいずれかの状況で選手に競技クラスを割り当てることができない場合、クラス分けパネルはチーフクラシファイアと相談の上、評価セッションを中断することができる。
  - 1) 選手側が本クラス分けルールのいずれかの条項を遵守しない
  - 2) クラス分けパネルから正当に求められた医療情報を、選手側が一切提供しない
  - 3) 選手が開示した薬、治療、医療器具、インプラントの使用により、公平な判断に支障をきたすとクラス分けパネルが判断した
  - 4) 評価セッション中、クラス分けパネルの要請に応じることを妨げる基礎疾患が選手にあり、公正な評価セッションの遂行に支障をきたすとクラス分けパネルが判断した
  - 5) 選手がクラス分けパネルと効率的に意思疎通をすることができない
  - 6) 選手がクラス分けパネルの正当な指示に一切従わない。または従うことができず、公正な選手評価の遂行ができない。
  - 7) 選手が発揮した能力が、得られる情報と一致せず、公正な選手評価の遂行ができない
2. クラス分けパネルによって評価が中断された場合、以下の対策を講じなければならない。
  - 1) 中断の説明と、選手側が取るべき具体的な解決策を、選手および該当するNF・NPCに示す。
  - 2) チーフクラシファイアまたはHOCが納得するよう選手が解決策を講じた場合、選手評価を再開する。
  - 3) 選手が従わず、既定期間内に解決策を講じない場合、評価セッションを終了し、その選手は最終判断が下されるまで、いかなる競技大会からも出場対象から除外される。
3. クラス分けパネルにより評価セッションが中断された場合、クラス分けパネルは本クラス分けルールに従って、選手をクラス分け未完了（CNC）に指定することができる。
4. 評価セッションの中断は、故意の不実告知があったかどうか調査を受ける場合がある。
5. 評価セッションの中断を招く選手の行動に加担した、または中断を回避するために正当な措置を講じなかった選手関係者には、罰則措置が講じられる可能性もある。

## 第8部 医学的再評価

### 第30条 医学的再評価

1. 本条は、確定（C）、期日付再評価（RFD）の選手に適用される。
2. 選手の障害の性質や程度が変化したことで、選手に割り当てられた競技クラスが正しいことを確認するために再評価が必要となる場合がある。この場合の再評価を「医学的再評価」と呼び、医学的再評価申請書（別紙7）の提出をもって開始される。
3. 選手の障害の性質または程度が変化したことで、競技に必要なタスクや運動を行う選手の能力が、トレーニングや体調、技能のレベルによる変化とは明らかに異なる変化をした場合、医学的再評価を申請しなければならない。
4. 医学的再評価は、払い戻し不可の100ユーロの献金不可の料金と補足資料を添えて、選手が所属するNF・NPCが申請しなければならない。
5. 医学的再評価の申請では、選手の障害が変化した経緯と程度、競技を行う上で必要なタスクや運動を行う能力が変化したと考える理由を説明しなければならない。
6. 医学的再評価の申請書（別紙7参照）は適切な資格を持つ医療専門家が記入し、英語、または認証された英語翻訳で記載したあらゆる関連補足資料（具体的な医療記録）、または公認の英語翻訳を添えて提出しなければならない。
7. 医学的再評価の申請は、可能な限り速やかにBISFedに受理されなければならない。
8. HOCは、医学的再評価の申請を受理してから可能な限り速やかに、申請を是認する可否かを決定しなければならない。
9. 選手（関係者）が第30条3に記した変化に気づいたが、NF・NPC、BISFedに知らせなかった場合、故意の不実告知があったかどうか、調査を受ける場合がある。
10. 医学的再評価の申請が受理された場合、選手の競技クラスステータスはただちに再評価（R）に変更される。

## 第9部 故意の不実告知（IM）

### 第31条 故意の不実告知（IM）

1. 選手評価中または競技クラス割り当て後のいかなる段階でも、選手が自らのスキルまたは能力、出場要件を満たす障害の程度や性質について故意に偽った場合は、罰則対象の違反となる。こうした罰則対象の違反を「故意の不実告知」と呼ぶ。
2. 選手・選手関係者が、故意の不実告知をするのを支援、故意の不実告知の隠蔽や選手評価プロセスの妨害など、共犯の種類を問わず故意の不実告知に関与した場合、罰則対象の違反となる。
3. 故意の不実告知に関し、BISFedが選手または選手関係者に罰則手続きを開始する場合、調査を実施して解決するまで、BISFedはあらゆる競技大会の出場停止仮処分を科す。
  - 1) 出場停止仮処分の選手・選手関係者は、仮処分期間中はいかなる形でも競技大会、他BISFedが主催、招集、公認、承認する活動に参加することはできない。
  - 2) 出場停止仮処分の通知を受けた選手・選手関係者は、出場停止仮処分を科すことが不当であることを根拠に、出場停止仮処分の撤回をBISFedに申請することができる。この申請は、HOC、BISFed運営マネージャーに送付しなければならない。
  - 3) BISFedが出場停止仮処分を科した場合、選手・選手関係者が臨時聴聞会を申請した

際には、出場停止仮処分を科した日から 30 日以内、または可及的すみやかに、そのような聴聞会が開かれるようにすること。

4. 故意の不実告知に関する嫌疑があった場合、BISFed は聴聞会を招集して、選手・選手関係者が故意の不実告知を犯したか否か判断する。
5. 故意の不実告知の調査には以下のようなものがあるが、これに限定されない。
  - 1) 関与した選手および選手**関係者**への聴取
  - 2) 身体評価、技術評価で用いられたボッチャのスキルまたは検査の再検証
  - 3) 技術評価、その他の試合で撮影された動画の分析

### 第 32 条 故意の不実告知に対する罰則

1. 故意の不実告知または故意の不実告知への関与で有罪とみなされた選手・選手関係者には、以下のうち 1 つまたは複数の罰則が科される。
  - 1) 故意の不実告知が発生した競技大会、およびその後出場する競技大会の全試合で参加資格の剥奪（失格）となる。
  - 2) パラリンピック 4 年周期の時期により 1~4 年の期間、競技クラス：不適格（NE）が割り当てられ、競技クラスステータス：期日付再評価（RFD）に指定される。
  - 3) 1~4 年の指定された期間、あらゆる競技大会の出場停止。
  - 4) 氏名および出場停止期間の公示。
2. 故意の不実告知または故意の不実告知への関与で複数回有罪と判断された選手には、4 年から最大無期限で競技クラス：不適格（NE）および競技クラスステータス：期日付再評価（RFD）が割り当てられる。
3. 故意の不実告知または故意の不実告知への関与で複数回有罪と判断された選手関係者には、4 年から最大無期限でいかなる競技大会でも出場停止となる。
4. 他の国際競技連盟が故意の不実告知で選手・選手関係者に罰則手続きに罰則が科された場合、当該結果は BISFed もそれらの罰則を承認し、施行する。
5. 故意の不実告知または故意の不実告知への関与で有罪と判断された選手・選手関係者の所属チームに対する罰則は、BISFed の裁量で判断される。

## 第 10 部 選手情報の使用

### 第 33 条 クラス分けデータ

1. BISFed は、クラス分けを実施する上でクラス分けデータが必要な場合にのみ、クラス分けデータを処理することができる。
2. BISFed が処理した全てのクラス分けデータは、正確かつ完全でなくてはならず、BISFed データベース上に最新の状態で保管されなければならない。

### 第 34 条 同意と処理

1. 第 34 条 3 条の定めに従い、BISFed はクラス分けデータに当該する選手の同意をもってのみクラス分けデータを処理することができる。
2. 選手が同意できない場合（未成年の選手など）、選手の法定代理人、保護者、またはその他指定代理人が選手に代わって同意しなければならない。

3. 国内法に準拠して認められた場合にのみ、BISFed は当該選手の同意なくクラス分けデータを処理することができる。

### **第 35 条 クラス分けの調査**

1. BISFed は、調査目的で選手に個人情報の提出を求める場合がある。
2. BISFed が調査目的で個人情報を使用する際には、本クラス分けルールおよび適用される全ての倫理使用要件に従わなければならない。
3. 調査目的に限定して選手から BISFed に提出された個人データを、他のいかなる目的でも使用してはならない。
4. BISFed は、当該選手が同意を表明した場合のみ、調査目的でクラス分けデータを使用することができる。BISFed が調査目的で選手から提供された個人データの公表を希望する場合、公表する前に選手から同意を得なければならない。個人情報の使用に同意した選手が一切特定されないよう匿名で公表する場合、この制限は適用されない。

### **第 36 条 選手への通知**

BISFed は、クラス分けデータを提供した選手に以下の旨を通知しなければならない。

1. BISFed がクラス分けデータを収集している事実、およびデータ収集の目的
2. クラス分けデータの保持期間

### **第 37 条 クラス分けデータの安全性**

1. BISFed は、クラス分けデータの損失、窃盗、(許可されていない) 不正なアクセス、破壊、利用、変更、開示を防ぐために、物理的、組織的、技術的、その他適切な安全策を講じてクラス分けデータを保護しなくてはならない。
2. BISFed は合理的な措置を講じて、クラス分けデータの提供を受けた当事者が本クラス分けルールに準じた形でクラス分けデータを使用するよう徹底しなければならない。

### **第 38 条 クラス分けデータの開示**

1. BISFed は、他のクラス分け団体にクラス分けデータを開示してはならない。ただし、開示が他団体の実施するクラス分けに関連している場合、または適用される国内法に準拠する場合は例外とする。
2. BISFed は、クラス分けデータの開示が本クラス分けルールに従って行われ、かつ国内法で認められている場合にのみ、他の当事者にクラス分けデータを開示することができる。

### **第 39 条 クラス分けデータの保持**

1. BISFed は、クラス分けデータが収集目的に必要な期間のみ保持されることを保証しなければならない。クラス分けの目的でもはや不要となったクラス分けデータは、削除または破棄するか、永久に匿名化しなければならない。
2. BISFed は、クラシファイアがクラス分けデータを保持するのは選手のクラス分け業務の遂行に必要な場合に限られるよう、規定や手続きを実行しなければならない。
3. クラシファイアとクラス分けパネルがクラス分けデータを保持できるのは、選手のク

ラス分け業務の遂行に必要な場合に限られる。

4. 処理されたデータは正確かつ完全で、安全な BISFed データベースに保管される。
5. 目的や意図に関わらず、クラシファイアはクラス分けのプロセスで入手した動画や画像をいかなる形態のソーシャルメディアにも公開することはできない。

#### **第 40 条 クラス分けデータへのアクセス権**

1. 選手は BISFed に以下を要請することができる。
  - 1) BISFed が選手個人に関するクラス分けデータを処理しているかの確認、BISFed データベースに保存されているクラス分けデータの説明。
  - 2) BISFed が保有するクラス分けデータの写し
  - 3) BISFed が保有するクラス分けデータの修正または削除
2. これら要請は、選手本人、または NF・NPC が選手の代理で行うことができ、合理的な期間内に対処されなければならない。

#### **第 41 条 クラス分けマスターリスト**

1. BISFed は選手のクラス分けマスターリストを管理する。これには選手の氏名、性別、生年月日、国籍、競技クラス、競技クラスステータスが記載されていなければならない。クラス分けマスターリストは、あらゆる BISFed 国際競技大会の出場選手が特定できるようにしなければならない。
2. BISFed は、関係する全ての NF・NPC 閲覧できるように、BISFed の web サイトにクラス分けマスターリストを公開しなければならない。
3. BISFed 国際競技大会の終了後、チーフクラシファイアは HOC と連携して、クラス分けマスターリストが更新されるようにしなければならない。

## **第 11 部 上訴**

#### **第 42 条 上訴**

上訴とは、選手評価またはクラス分けの手続きの実施方法に対する正式な異議申し立てを提出し、その後解決するまでのプロセスをいう。

#### **第 43 条 上訴が認められる当事者**

上訴を申し立ては、NF・NPC に限られる。

#### **第 44 条 上訴および準拠法**

1. 競技クラスまたは競技クラスステータスの割り当てについて手続き上のエラーが生じ、選手に間違った競技クラスまたは競技クラスステータスが割り当てられたと思われる場合、BISFed 加盟団体は上訴を申し立てることができる。
2. 上訴の通知
  - 1) 上訴の対象となる判定から 15 日以内に行わなければならない。
  - 2) 判定のコピーと、上訴に至るまでの背景をまとめた書面を添付して、上訴対象の判定を特定しなければならない。通知は必ず文書で提出されなければならない。

- 3) 上訴の根拠を明記しなければならない。
- 4) 上訴の裏付けとして提出する証拠資料や証人を全て特定しなければならない。
- 5) クラス分け上訴理事会（以下、BAC）の申請料を添えて提出しなければならない。
3. BISFed は、上訴機関として IPC、BAC を指定している。BAC に上訴する際の手続きに関する詳しいルールは、IPC より提供される。IPC は、IPC および BAC 準則に従い BAC を設置する責任を負う。
4. 上訴機関が BAC の場合は全て、IPC ハンドブックのセクション 1、第 2.8 章「クラス分け上訴理事会準則」にしたがって上訴を申し立て、解決しなければならない。
5. BAC は以下の目的で、クラス分けの判定を検証する権限を持つものとする。
  - 1) あらゆる適切な手順に従って競技クラスが割り当てられていたことを確認する。
  - 2) あらゆる適切な手順に従って抗議が申し立てられていたことを確認する。
6. 上訴機関は、例えば選手に新たな競技クラスまたは競技クラスステータスを割り当てるなどして、判定の修正、改訂、その他の方法により変更する権限は一切持たない。
7. 上訴機関は、抗議手続き等、他に有効な解決策が残っていると思われる場合、上訴を却下する場合がある。
8. BISFed が上訴の通知を受け取った時点で、当事者があらゆる上訴手続きを遵守し、有効な解決策が尽きている場合、BISFed は上訴機関に解決を委ねなければならない。

#### **第 45 条 上訴の裁定および機密保持**

1. 上訴機関はいかなる上訴に対しても、聴聞会の後、該当する国際競技連盟が定める日程内で、上訴解決の合理的な裁定を書面で発布しなければならない。この裁定は、上訴人、被上訴人、および IPC に提供されなければならない。競技大会に関連した上訴の場合、裁定の結果は大会組織委員会にも通知されなければならない。
2. 上訴機関は、上訴対象の判定を支持するか、または却下しなければならない。
3. 上訴機関は裁定書の中で、根拠とした証拠など裁定の理由、およびその結果求められる措置を記載した裁定文を発布しなければならない。判定が却下される場合、上訴機関は実際にあった手続き上のミスに記載しなければならない。
4. 上訴機関の決定は最終的なものであり、これ以上の上訴は認められない。
5. 上訴の手続きは全て非公開で行われ、一般には公開されない。

#### **第 46 条 上訴に関する特別条項**

1. IPC は、本クラス分けルールを補足するため、パラリンピックまたはその他の競技大会の開催中に適用される特別条項を発布する場合がある。
2. BISFed は、本クラス分けルールを補足するため、統轄下の特定の競技大会で適用される特別条項を発布する場合がある。

## **第 12 部 クラス分け評価**

#### **第 47 条 クラス分け評価**

本章では、選手評価の一部である身体評価の際に用いる方法について言及する。以下の検査は、クラス分けパネルのメディカルクラシファイアによって実施される。

## 1. 痙性の評価

- 1) 痙性緊張亢進の症状がみられるなど、中枢神経系（CNS）に影響をおよぼす神経学的障害がある選手の上肢および下肢の筋肉群の痙性を評価するには、オーストラリア痙性評価スケール（ASAS）を用いる。
- 2) ASAS は、競技用車いすに座っている選手を評価する。ASAS の概要は以下の通り。

### オーストラリア痙性評価スケール（ASAS）

- 0 素早い他動的運動（以下、RPM）の際に引っかかりがない [すなわち痙性がない]
- 1 RPM の際に引っかかりがあった後、弛緩する。残りの関節可動域では RPM に対する抵抗が見られない。
- 2 RPM の際に関節可動域の後半（中間地点以降）で引っかかりがあった後、残りの関節可動域で抵抗が見られる。
- 3 RPM の際に関節可動域の前半（中間地点を含む）で引っかかりがあった後、残りの関節可動域で抵抗が見られる。
- 4 RPM を試みるが、見たところ身体の一部が動かない、または他動的運動が遅い。

## 2. ジスキネジアの評価：アテトーゼ・ジストニア

- 1) アテトーゼ・ジストニアの症状が見られるなど、中枢神経系（CNS）に影響を及ぼす神経学的障害のある選手の選手評価では、身体評価の一部としてジスキネジア障害スケール（DIS）の検査項目が含まれる。このスケールは、こうした障害の量的評価の手段として用いられる。
- 2) この評価では、選手が指示された運動・検査を行う間、アテトーゼ・ジストニアの動きの範囲と持続時間の両方を観察し、採点する（別紙 3 を参照）。

### 特定の検査における動きの範囲の評価

- 0 アテトーゼ・ジストニアが見られない
- 1 関節可動域の 10%未満で、アテトーゼ・ジストニアが時折見られる
- 2 関節可動域の 10%以上 50%未満で、アテトーゼ・ジストニアが頻繁に見られる
- 3 関節可動域の 50%以上 90%未満で、アテトーゼ・ジストニアが顕著に見られる
- 4 関節可動域の 90%以上で、アテトーゼ・ジストニアが常に見られる

### 特定の検査における動きの持続時間の評価

- 0 アテトーゼ・ジストニアが見られない
- 1 少しの間（動きの 10%未満）、アテトーゼ・ジストニアが見られる
- 2 適度な間（動きの 10%以上 50%未満）、アテトーゼ・ジストニアが見られる
- 3 ほとんどの間（動きの 50%以上 90%未満）、アテトーゼ・ジストニアが見られる
- 4 全ての間（動きの 90%以上）、アテトーゼ・ジストニアが見られる

## 3. 運動失調症の評価

- 1) BISFed は、中枢神経系（CNS）に影響を及ぼす神経学的障害のある選手の運動失調症の重症度を判定するために、SARA（運動失調症の重症度評価スケール）を採用している。

## 2) 評価の対象となる運動

指追い、指鼻試験、前腕回内外試験、踵脛試験（足を使ってプレイする選手）

3) 運動失調症の評価および採点については、別紙 4 を参照。

## 4. 筋力の評価

1) 上肢、体幹、下肢の筋力は、ダニエルズ&ワーシングム法を用いて評価する。

(1) 選手は各自の競技用車いすに座って評価を受ける。下肢の検査など、必要な場合は診察台に移乗して評価を受ける。

(2) 関連する全ての筋肉群を手で動かし、関節可動域内での徒手抵抗力で評価する。

### 筋肉検査（ダニエルズ&ワーシングム法）

0 随意収縮がまったくない

1 四肢が動くことなく、かすかに収縮が見られる（収縮の痕跡、一瞬だけ）

2 重力を排除した状態で、関節可動域全体にわたって非常に弱い収縮が見られる

3 重力に抗して動かした時、関節可動域全体で収縮が見られるが、抵抗はない

4 重力に抗して動かした時、関節可動域全体で収縮が見られ、いくらか抵抗がある

5 重力に抗して動かした時、関節可動域全体で平常の収縮が見られ、強い抵抗がある

## 5. 関節可動域の評価

1) 上肢または下肢の関節の能動的または他動的関節可動域の評価では、必要に応じて角度計を用い、関節の角度を正確に記録する。

## 6. 切断・四肢欠損の評価

1) 切断・欠損はミリ単位で測定する。近位関節の測定点から、末端までを測定する。

2) 測定値は全てミリ単位で、もっとも近い値を記録しなければならない。

3) 切断・四肢欠損の測定値は、2回測定してその平均値を採用する。2回の測定値の誤差が1%を超える場合、追加で3回目の測定を行い、中間値（3つの測定値の中間）を最終測定値としてクラス分けシートに記録する。

## 第13部 ボッチャの身体的特徴

本章では、ボッチャにおける競技クラス（BC1-BC4）ごとに、各競技クラスの身体的特徴およびMICと身体評価・技術評価のプロセスを詳しく説明する。

### 第48条 競技クラス BC1

中枢神経系（CNS）に影響を及ぼす神経学的障害と診断された選手；痙性四肢麻痺、ジスキネジア（アテトーゼ、ジストニア）、運動失調を含む混合の病態がみられる選手。

#### 1. BC1の最小障害基準（MIC）

1) 身体的特徴

四肢および体幹に影響を及ぼす神経学的障害（四肢麻痺）

(1) 機能障害：痙性

投球に関連する筋群の痙性が、ASAS グレード 3 以上の選手

(2) 機能障害：アテトーゼ・ジストニア

投球に関連する四肢に、50%以上の関節可動域の範囲で、50%以上の持続時間、アテトーゼ・ジストニアが頻繁に見られる。DIS スコア 3 以上の選手。

(3) 機能障害：運動失調症

指鼻試験、指追いつ験にて非協調運動が見られ、そのため投球のあらゆる場面（投球準備時、投球中、フォロースルー）に運動失調が影響を及ぼす選手。SARA スコア 3～4。

## 2. BCI の概要

- 1) 四肢に支障をきたす重度の神経学的障害
- 2) アテトーゼの有無にかかわらず、ASAS グレード 3～4
- 3) 関節可動域が制限され、四肢と体幹の機能的筋力が制限される
- 4) アテトーゼ・ジストニアがあり、筋力やコントロールが制限される（DIS スコア 3～4）。
- 5) 運動失調により、協調運動、つかむ、リリースが制限される（SARA スコア 3～4）。
- 6) 日常の移動は、電動車いすまたは介助であり、手動の車いすを長時間使用できない
- 7) 重度のアテトーゼがあるが、手動の車いすでプレイすることができる。しばしば下肢を使って投球する
- 8) アテトーゼ・ジストニアがあるが、歩行はできる

## 3. 投球する BCI の上肢：肩、肘、手（痙性）

- 1) 上腕二頭筋、上腕三頭筋、肩屈筋・伸筋、手首の身体評価で、投球に関連する筋群の ASAS がグレード 3 以上である。
- 2) これらの痙性により、技術評価では投球に直接的活動制限がみられ、フォロースルーも大きく制限される。
- 3) オーバースロー・チェストスローの際、上腕二頭筋・上腕三頭筋の痙性によりフォロースルーがとくに制限される。
- 4) 振り子投げまたはアンダースローのフォロースルーの際、肩屈筋・伸筋・上腕二頭筋の痙性がフォロースルーに直接影響を及ぼす。
- 5) 痙性、緊張亢進による肩屈曲、肘伸展などに機能的な能動的関節可動域がない。
- 6) 上肢を体幹から離すことが制限される。
- 7) 非対称性緊張性頸反射（ATNR）・対称性緊張性頸反射（STNR）・屈筋パターンなどの反射パターンが多く見られるが、常時ではない。反射パターンは身体の投球する側、投球しない側、両側、または下肢に起こる。クローヌスや痙攣がみられることもある。

## 4. BCI の手の機能および握り（痙性）

- 1) 身体的には、手首や指の緊張、痙直、変形などが原因で手や指の握りが弱く、そのためボールの握り方が多種多様である。
- 2) 手の細かい運動制御や協調運動がやや劣る。屈筋の緊張・痙性、または伸筋の筋力低

下により、ボールのリリースに遅れが見られる場合がある。

## 5. BCI の体幹・姿勢制御およびバランス機能（痙性）

- 1) 体幹に痙性と筋力低下が見られる。
- 2) 機能面では、代償手段を取らずに座位のバランス機能を維持して動きを制御する能力に影響が生じる。
- 3) 技術評価では、痙性または体幹の筋力低下により投球時の姿勢制御が損なわれる。例えば、ボールのリリース時に姿勢を崩す、前のめりになる、身体が片側に引っ張られる、姿勢を維持するために代償手段を取るなど。これらは投球後、選手が正中線に身体を戻したり、上体を起こしたりする際にも現れる。
- 4) 体幹の痙性または筋力低下により、骨盤、体幹、上肢の動きの分離が制限される。
- 5) 車いすにサイドガードがある。または胸、骨盤、脚にベルトを必要とする場合がある。これらは、投球時の選手の姿勢および安定性の向上や、活動時の筋力低下・緊張を補整する目的でも使用される場合がある。
- 6) 筋力低下や緊張の変化による体幹の非対称、側弯症、脊椎ギブスや矯正器具の装着などの場合がある。

## 6. BCI の下肢：骨盤、腰、膝、足首（痙性）

- 1) 腰、膝、足首の身体評価で、下肢の筋群の ASAS がグレード 3 以上である。
- 2) 痙性、筋力低下、分離運動の欠如により、下肢の機能的な能動的関節可動域がほとんどない、または関節変形により関節可動域が制限される。
- 3) 技術評価の際、能動的関節可動域内で、下肢を骨盤や体幹からなかなか離せない。
- 4) 下肢、とくに腰や膝付近に変形が見られる。多くの場合、屈曲硬直を引き起こす。
- 5) 車いすの移乗時に、下肢で効率的に体重を支えられない。歩行することができない。
- 6) 体幹を動かす際の骨盤の可動域および制御が極端に制限され、骨盤を腰椎から能動的に分離することが困難である（動的姿勢制御の制限）。

## 7. 投球する BCI 選手（運動失調、アテトーゼ、ジストニア）

- 1) 上肢に不随意運動と変動性痙性が同時に現れ、結果として協調運動と運動制御が著しく低下する。制御低下と協調運動低下は、能動的関節可動域全体にわたる場合がある。
- 2) DIS および SARA スコアが 3~4 で、限りなく 4 に近い。
- 3) 非協調性の不随意運動により、技術評価で投球時のフォロースルーが著しく制限される。フォロースルーの方向や投球のタイミングが定まらず、結果としてリリースするまでに何度もトライする場合がある。
- 4) 投球準備時および投球中の姿勢を安定させるために、頭部、肩甲帯、投球しない腕の位置を調整するといった代償運動がみられる場合がある。
- 5) 上肢を体幹から離すことが困難である。機能面では、リリース時の姿勢制御や安定性の低下がみられる。投球後、投球する側の腕や身体に不随意運動が増加する傾向にある。
- 6) 多くの場合、反射反応、反射パターンが見られる。リリース時にはとくに顕著になり、姿勢制御および安定性にも影響がおよぶ。

## 8. BCI の手の機能および握り（アテトーゼ、ジストニア）

- 1) 身体的には、ジストニアまたは複数の筋肉緊張などにより、手や指の筋力が弱い、または制御が低下している。したがって、ボールの握り方も多種多様である。
- 2) 手の細かい運動制御や協調運動に欠け、その結果手先の器用さにも支障をきたす。
- 3) 技術評価の際、屈筋の緊張または指の伸筋低下により、ボールのリリースが遅れる、またはリリースが困難な場合がある。

## 9. BCI の体幹・姿勢制御およびバランス機能（アテトーゼ、ジストニア）

- 1) 座位で姿勢制御に影響を及ぼす不随意運動が体幹に見られ、結果として投球中に姿勢制御や協調運動ができない。
- 2) 体幹の不随意運動は、投球の技術評価の際により顕著に表れる。多くの場合、下肢の不随意運動や後述の反射反応の増加が同時に現れる。
- 3) 多くの場合、頭部も不随意運動の影響を受ける。投球準備時に代償手段として、頭部を使って体幹を安定させる。準備～投球時に、投球しない腕を使って体幹を安定させる。
- 4) 技術面では、ボールのリリース時に姿勢制御と安定性が著しく低下する。

## 10. BCI 下肢：骨盤、腰、膝、足首（アテトーゼ、ジストニア）

- 1) 下肢の筋に不随意運動が見られ、協調運動や能動的運動制御が著しく低下する。
- 2) 技術面では、非協調運動や不随意運動と合わせて反射パターンが多く見られ、投球時の体幹、骨盤安定に影響が及ぶ。特にボールのリリース後に姿勢制御の欠如が見られる。
- 3) 能動的制御が可能なため、一般的には関節可動域には影響が見られない。歩行が可能な場合もあり、多くは、歩行のために体幹を固定、肩帯や腕を使って安定性を向上させる。

## 11. 足でプレイする BCI 選手（フットプレイヤー）

- 1) 身体的特徴に該当するが、継続的に手で投げることができず、ボールを持続して握る、機能的にリリースすることができない選手は、足でプレイする BCI 選手とみなされる。
- 2) 身体評価、技術評価において、体幹、骨盤のみならず、下肢にもある程度関与する。
- 3) 運動失調、アテトーゼ、ジストニアの選手などは、下肢に不随意運動が見られる。
- 4) 運動失調症の選手の場合、特定の下肢検査での SARA スコアが 3～4 である。
- 5) ジスキネジアの選手の場合、特定の下肢検査での DIS スコアが 3～4 である。
- 6) 技術評価で、下肢の能動的制御と関節可動域が十分で、足を使って意図した方向へ十分な速度で投球できる選手は、BCI フットプレイヤーとしてボッチャをプレイできる。

## 第 49 条 競技クラス BC2

中枢神経系（CNS）に影響を及ぼす神経学的障害と診断された選手；痙性四肢麻痺、ジスキネジア（アテトーゼ、ジストニア）、運動失調を含む混合の病態がみられる選手。

### 1. BC2 の最小障害基準（MIC）

#### 1) 身体的特徴

四肢および体幹に影響を及ぼす神経学的障害（四肢麻痺）

#### (1) 障害：痙性

投球に関連する筋に少なくとも ASAS グレード 2 の痙性がある選手

(2) 障害：アテトーゼ、ジストニア

投球に関連する四肢に、10%以上の関節可動域の範囲で、10%以上の持続時間、アテトーゼ/ジストニアが頻繁に見られる。DIS スコア 2 である。

(3) 障害：運動失調

指鼻試験、指追い試験にて非協調運動が見られ、投球のあらゆる場面（投球準備時、投球中、フォロースルー）に運動失調が影響を及ぼす選手。SARA のスコア 2～3。

## 2. BC2 の概要

- 1) 四肢に影響を及ぼす神経学的障害（脳性麻痺/脳卒中/後天的脳損傷）。
- 2) アテトーゼ、ジストニアの有無にかかわらず、ASAS がグレード 2～3。
- 3) アテトーゼ、ジストニアの場合、DIS スコア 2。運動失調の場合、SARA スコアが 2～3 で、限りなく 3 に近い。
- 4) 筋力低下または痙性により、機能的な能動的関節可動域が制限される場合がある。
- 5) 日常生活の移動で手動車いす、電動車いすを使用する。
- 6) 歩行補助なしで短～中距離を歩行することができる場合がある。

## 3. BC2 選手の上肢：肩、肘、手（痙性）

- 1) 上腕二頭筋、上腕三頭筋、肩屈筋・伸筋、手首の身体評価で、投球に関連する筋群の ASAS がグレード 2 以上である。
- 2) 上腕二頭筋、上腕三頭筋の ASAS がグレード 2。技術評価では、このレベルの痙性がオーバースローでのリリース時や、フォロースルーにも影響を及ぼす。
- 3) 投球中、上肢の能動的関節可動域がいくらか制限される。
- 4) 技術評価でアンダースローまたは振り子投げを評価する際に、肩の伸筋に少なくとも ASAS グレード 2 以上の痙性が見られる。例えば、可動域を制限する引っかかりがあり、肩のリトラクション、またはフォロースルーの方向性が定まらない等。
- 5) ASAS グレード 2 の痙性は速度に依存し、思い切り投げる際や遠くへ投げる際に投球スピードが上がるにつれて、反応や制限も大きくなる。
- 6) 技術評価で、ある程度はフォロースルーの方向を定めることができ、投球時には上肢を体幹から分離することができる。

## 4. BC2 の手の機能および握り（痙性）

- 1) 身体的評価において、手首と指の痙性や変形があるが、全ての手を使用してボールを把持できる場合がある。
- 2) 手指の運動制御や協調運動に支障はあるが、BC1 の選手よりも手先が器用である。
- 3) 手先が器用で、手の中でボールを操り、投球時に能動的にボールをリリースできる。

## 5. BC2 の体幹、姿勢制御およびバランス機能（痙性）

- 1) 身体評価の際、体幹に痙性、筋力低下が見られる。これらは、体幹の片側により強く現れる（左右差がある）。
- 2) 骨盤、体幹と上肢の動きをある程度分離することができる。姿勢を保ち、手を伸ばす

動きや機能的運動の際に体幹を伸ばすことができる（動的姿勢制御が見られる）。

- 3) 技術評価で、投球準備時に姿勢制御や座位のバランス機能が見られ、ボールのリリース時とフォロースルー後に姿勢制御とバランス機能がある程度維持することができる。
- 4) 姿勢制御と安定性を向上するために代償運動や代償手段が見られるが、その度合いはBCI選手よりも低い。
- 5) 体幹を能動的に回旋できる、代償運動や代償手段を行わずに投球の動きをサポートし、フォロースルーの後も姿勢制御がほとんど崩れることのない選手は、BC2選手として出場することはできない。

## 6. BC2 の下肢：骨盤、腰、膝、足首（痙性）

- 1) 腰、膝、足首の身体評価で、下肢の筋群のASASがグレード2以上である。
- 2) 痙性、筋力低下、変形により機能的な能動的関節可動域がやや制限され、分離運動の低下が見られる。下肢を骨盤や体幹からいくらか分離することができる。
- 3) 下肢に変形が見られる場合がある。一般的には腰や膝に屈曲拘縮を引き起こす。
- 4) 車いすの移乗時に下肢全体で体重を効率的に支えることができる。補助具や歩行器で歩行することができる場合がある。
- 5) 骨盤の関節可動域や体幹の制御が制限されるが、腰椎から骨盤を能動的に分離できる。

## 7. BC2 選手の上肢：肩、肘、手（アテトーゼ、ジストニア、運動失調、混合の病態）

- 1) 不随意運動と変動性緊張が見られる。BCIよりも重症度は低いが、非協調運動により動きの協調性と制御が低下する（SARAスコア2~3、DISスコア2~3）。
- 2) 関節可動域全体にわたり動かせるが、非協調運動により選択的制御は低下する。
- 3) DISスコアは2~3で、限りなく3に近い。
- 4) SARAスコアは2~3で、限りなく3に近い。
- 5) 技術評価で、不随意運動と非協調運動により投球時のフォロースルーが制限される。
- 6) フォロースルーの方向性はある程度定まっているが、投球時およびボールのリリース時に、アテトーゼと非協調運動による明確な影響が顕著にみられる。
- 7) リリース時に上肢を体幹から分離し、いくらかの姿勢制御と安定性を維持できる場合もある。リリース後とフォロースルー終盤に不随意運動の増加が見られる場合もある。
- 8) 投球準備中、投球中において、姿勢制御と安定性向上のための代償運動が見られる。

## 8. BC2 の手の機能と握り（アテトーゼ、ジストニア、運動失調）

- 1) 身体評価で、ジストニアと複数の筋緊張により、ボールの握り方が多種多様になる。
- 2) 円筒握りや球握りができ、手を全体的に使ってボールを握り続けることができる。
- 3) 手の細かい運動制御や協調運動が低下しているため、手先の器用さに支障をきたす。
- 4) 手首や指の伸筋に筋緊張変動や筋力低下があり、リリースに遅れが見られる。

## 9. BC2 の体幹／姿勢制御およびバランス機能（アテトーゼ、ジストニア、運動失調）

- 1) 身体評価で、不随意運動を伴う体幹の影響がいくらかみられる。これにより重心がわずかにずれ、結果として機能的運動や投球中に姿勢制御と協調運動が失われる。
- 2) 技術評価で、体幹の不随意運動は投球時にさらに顕著になる。多くの場合、下肢の不

随意運動と反射反応の増大を伴う。

- 3) フォロースルーの後の姿勢制御はある程度は維持できる。
- 4) 姿勢制御及び安定性の向上のために、頭部、肩甲帯、投球しない方の腕で固定する等の代償運動や代償手段がみられるが、BC1 選手よりもその度合いは低い。
- 5) 体幹を能動的に回旋できる、または代償運動や代償手段なしに投球の動きをサポートし、フォロースルーの後も姿勢制御が失われない選手は、BC2 選手として出場できない。

## 10. BC2 の下肢：骨盤、腰、膝、足首（アテトーゼ、ジストニア、運動失調）

- 1) 身体評価で下肢に不随意運動や非協調運動が見られ、能動的運動の協調性や制御が低下する。制御が低下しても、関節可動域全体で能動的運動が可能な場合がある。
- 2) これには下肢の反射運動の増大が伴う場合もある。
- 3) 技術評価で、協調運動低下と不随意運動により、投球時に体幹を安定させる能力に影響が及ぶ場合がある。フォロースルー後、姿勢制御がわずかに失われることもある。
- 4) ある程度の運動制御が可能で、多くは関節可動域への影響はみられないため、歩行器の有無に関係なく歩行できる場合がある。
- 5) 多くの場合、体幹の固定し歩行する、あるいは肩甲帯や腕を使って安定性を向上できる。はさみ歩行をする場合もある。
- 6) 走ることはできない。

## 第 50 条 競技クラス BC3

中枢神経系（CNS）に影響を及ぼす神経学的障害と診断された選手；痙性四肢麻痺、ジスキネジア（アテトーゼ、ジストニア）、運動失調を含む混合の病態がみられる選手。または競技クラス BC4（第 51 条）に記載する脳原性ではない障害を診断された選手。

### 1. BC3 の最小障害基準（MIC）

- 1) 身体的特徴  
四肢と体幹に影響を及ぼす障害（四肢麻痺）
- 2) 出場要件を満たす障害
  - (1) 痙性、アテトーゼ、ジストニア、運動失調症を引き起こす神経学的障害
  - (2) 筋力低下、関節可動域制限、四肢欠損
- 3) 継続したボール把持、またはリリースができず、ターゲットボックスまで、意図した方向に、十分な速度で継続して投球することができない。

### 2. BC3 の概要

- 1) BC1 または BC4 の身体的特徴に当てはまるが、ボールを掴む、投げることができない選手は、MIC を満たしていることを条件に、BC3 選手として出場することができる。
- 2) ボールを掴むことができず、ボールを投球するために持続的に握る、機能的にリリースすることができない、もしくは足を使ってターゲットボックスまで意図した方向に持続して投球することができないことを証明しなければならない。
- 3) 身体評価および技術評価で、ボッチャのボールをターゲットボックスまで、意図した方向と速度で持続して投球することができない。
- 4) BC3 選手は競技アシスタントの助けを借りながら、補助具（ランプ）を使ってコート

へボールを投球する。

- 5) 多種多様な方法でランプからボールをリリースする。これにはヘッドポインターやマウスデバイス、その他外部のサポートなくボールをリリースすることも含まれるが、これに限定されない。

## 第51条 競技クラス BC4

中枢神経系（CNS）に支障をきたさない非神経学的障害を診断された選手。

脊髄損傷（SCI）の選手には、身体的症状の一部として脊椎痙性が見られる場合があるが、これは主要な障害ではなく、選手は後述の MIC を満たしていなければならない。

### 1. BC4 の最小障害基準（MIC）

競技クラス BC4 の選手は、筋力障害の MIC を満たしていなければならない。身体評価の際、肩の筋肉（ROM の屈曲／外転が 0-90°）と肘の伸筋にグレード 3 以下の筋力がある。筋力は座位で評価する（第 47 条 4 を参照）。関節可動域障害、四肢切断・四肢欠損が見られる場合もあるが、それでも筋力障害の MIC を満たしていなければならない。

#### 1) 身体的特徴

四肢および体幹に支障をきたす障害

#### 2) 出場要件を満たす障害

主要な障害として、筋力障害、（筋力障害を伴う）関節可動域障害と四肢欠損。

- 3) 以下の医学的診断を受けた結果、IPC の出場要件を満たす障害による機能制限があり、競技クラスの特徴の基準を満たしている選手は、ボッチャへの参加が認められる。

(1) 両肩、上肢の筋力が 3 以下の筋疾患。筋ジストロフィーなどの症状も該当。

(2) 上位頸椎損傷（C4-5）、四肢麻痺で、上肢の筋力が 3 以下。

(3) 運動神経疾患、筋委縮症、横断性脊髄炎の脊髄疾患で、上肢の筋力が 3 以下。

(4) 上肢が関連する二分脊椎で、上肢および体幹の筋力が 3 以下。

(5) シャルコー・マリー・トゥース病等の末梢神経障害で、上肢・体幹の筋力が 3 以下。

(6) 上腕 1/3 以上、大腿 1/2 の切断（体幹の安定に影響を及ぼす切断）があり、上肢の筋力が 3 以下。

(7) 関節可動域障害、関節拘縮症で、関節可動域全体にわたり、上肢および下肢の筋力が 3 以下。または、上肢・下肢・体幹の伸筋および深層筋の筋力が 3 以下。

(8) 多発性硬化症、TAR 症候群（橈骨欠損症を伴う血小板減少症）、若年性関節炎、骨形成不全など、上肢の筋力が 3 以下、関節可動域が制限される疾患および症候群。

### 2. BC4 の概要

- 1) 四肢および体幹に影響をおよぼす重度の運動機能不全がある選手。

2) 体幹制御ができず、体幹筋の筋力低下により完全屈曲及び側屈時に自力で正中位を維持することができず、動的姿勢制御と座位バランスに影響があること。

3) 筋力低下、四肢・体幹の制御不全のため、能動的関節可動域が制限される場合がある。

4) 上肢、下肢、体幹の筋力低下。投球する選手の場合、上肢、下肢、体幹の筋力が 3 以下。足でプレイする選手の場合、下肢（大腿四頭筋、ハムストリングス）の筋力が 3 以下。

5) 日々の移動やコート上で、手動・電動車いすを使用し、車いすを動かすことができる。

- 6) 短距離であれば、介助あるいは歩行補助具を使用して歩行することができる。
- 7) 様々な手段や補助具を使って、単独で車いすの移乗ができる。

### 3. 投球する BC 4 選手：上肢

- 1) 筋力低下、関節可動域障害、上腕 1/3 以上の切断のため、自動的可動域が制限される。
- 2) 肩：重力に抗して関節可動域全域まで動かすことができるが、抵抗を加えた時、またはボッチャのボールを 90° の角度で 3 秒以上保持できない。筋力グレードが 3 以下。
- 3) 肘（上腕二頭筋、上腕三頭筋）：重力に抗して関節可動域全域まで動かすことができるが、抵抗を加えた時は動かすことができない。筋力グレードが 3 以下。
- 4) 肩と肘を連動：肩の屈曲・拳上・外転の角度を単独で 90° で維持することができず、抵抗を加えた時に、肩の関節可動域を維持しながら能動的に肘を伸展することができない。筋力グレードが 3 以下。
- 5) 技術評価でオーバースロー、ダーツ投げをする際、ボールのリリース時に肘を能動的に伸展したときの肘の位置が肩の高さが 90° 以下。よって、重力の助けを借りてボールをリリースする（投球時に影響する筋力群のグレード 3 以下に該当）。

### 4. BC4 の手首、手の機能および握り

- 1) 手首、手指の関節可動域は最大だが、握りは弱い。手首や手の筋力がグレード 3 以上の場合、近接するその他の筋群はグレード 3 以下で、投球する際に明白な影響が見られる。
- 2) 握力およびピンチ力検査で、手内筋力および握力の低下が顕著に現れる。機能的には、機能的把持（屈筋）やリリース時の筋力（伸筋）の低下として現れる。
- 3) 筋力低下により、手指の細かい運動制御や協調運動が失われる場合もあり、手先の器用さにも影響がみられる。伸筋の低下により、指の屈曲や変形が見られる場合もある。

### 5. BC4 の体幹／姿勢制御およびバランス機能

- 1) 身体評価で側屈・回旋・屈曲・伸展したときに、筋力がグレード 3 未満の体幹筋力低下が見られる。姿勢筋の筋力低下により、体幹の自動運動が制限され、動的姿勢制御に影響がおよび、完全屈曲または側屈した際に、独自で正中位まで体幹を戻せない。
- 2) 姿勢筋の共働により、体幹をある程度安定させることで、骨盤、腰椎、体幹と上肢の動きをある程度分離することができる。
- 3) 体幹の筋力低下により、座位のバランス機能（姿勢を維持して動きをコントロールする、代償手段を行わずに正中位に体幹を戻す能力）に影響が生じる。
- 4) 投球準備時、投球中、またはバランス機能が崩れた後で直立座位の姿勢に戻る際、代償運動や代償手段を行って、姿勢制御や安定性を高めることができる。例として、投球しない方の腕や頭部や肩甲帯の固定、ベルトやその他の補助具の使用などがこれに当たる。
- 5) 長時間の機能的運動の後で体幹の筋力疲労が見られ、結果として代償手段を活用して、姿勢やバランス機能、投球位置の維持を図る。
- 6) 投球時の姿勢や安定性を高めるため、また活動的な筋力低下を補整するため、骨盤、腰、またはその他のベルトの併用が必要になる場合がある。
- 7) 脊損（特に頸椎損傷）、体幹の筋力低下のため、姿勢制御やバランス機能が著しく制限

される。結果として、代償手段の使用がより顕著に見られ、コルセットや腰ベルトを使って安定性を高める場合がある。

8) 多くの場合、脊椎変形により、体幹の非対称性や制御の低下が見られる。

**注：ここまでの基準1)～8)に関しては、全体像をとらえることが極めて重要である。**

9) 評価する際は、上肢全体、上肢・体幹、上肢・下肢との関係に注目する必要がある。

10) 上肢の総筋力を考慮に入れること。筋力検査により、個々の筋にグレード4の筋力がある場合、この筋力が投球機能に及ぼす影響について評価し、説明しなければならない。

11) このような上肢の筋力、または体幹と下肢の筋力が投球技術をサポートしていることが判明した場合、選手はBC4選手として出場することはできない。

## 6. BC4の投球アクションの技術的分析

1) BC4の選手では、振り子投げ、チェストスロー、ダーツ投げ等の重力の助けを借りた投球アクションが多く見られる。

2) これは上肢全体の筋力低下(3以下)、上肢の遠位部の運動制限により、ボールを掴んだり、リリースしたりするコントロールが低下するためである。

3) チェストスロー、ダーツ投げの技術評価では、自動的に肘を伸展してボールをリリースした時の肘の高さが肩よりも低くなければならない(肩90°以下)。

## 7. 承認済みのグローブ、スプリント、ベルト類の使用

1) 前述の身体的特徴を備え、上肢の総筋力が3以下で、遠位筋肉の著しい低下、または手の動きがないために、ボールを手で掴むことができない選手は、グローブ、スプリント、ベルト、その他クラシファイアから承認された器具を使うことができる。

2) ボールの推進力をサポートするような器具は認められない。グローブ、ベルト等は、ボールを握る力に著しい影響が見られる場合に、サポート目的でのみ使用が認められる。

3) グローブ、スプリント、ベルト等は、各競技大会の適合性や必要性を確かめるため、クラス分けパネルの検査と承認を要する。これはBISFedデータベースに記録される。

4) BISFedのwebサイトには、クラシファイアよりグローブ、スプリント、ベルト、その他器具の使用を認められ、承認を受けた選手のリストが公開される。

## 8. 足でプレイするBC4選手

1) 前述のBC4の身体的特徴に適合するものの、ボールを掴むことができず、持続して握る、機能的にリリースする力がなく、ボールを安定して投球することもできないが、下肢に十分な機能があるために、足を使って意図した方向に十分な速さでボールを投球することができる選手は、BC4のフットプレイヤーとしてプレイすることができる。

## 9. BC4の下肢：腰、膝、足首

1) 股関節、膝関節、足関節の身体評価で、下肢の主要筋群(大殿筋、股関節屈筋、大腿四頭筋、ハムストリングス、下腿三頭筋)の筋力が3以下。加えて、膝関節の関節可動域障害に至る変形がある。

2) 筋力低下、変形により、下肢の全関節の能動的関節可動域が失われる場合がある。

3) 蹴るほうの足の機能的な自動的・他動関節可動域の最大域が、膝関節の最大可動域の

50%未満でなければならない。また、関節可動域は正確に測定しなければならない。

## 別紙1 IPC とボッチャ出場要件を満たす障害

出場要件を満たす障害

状態	疾患の例
<b>筋力低下</b> 筋力低下の選手には、動く、力を出すために自発的に筋収縮させて動く能力が低下・欠如しているといった症状が見られる。	脊髄損傷（四肢麻痺、対麻痺）、筋ジストロフィー、ポリオ後症候群、二分脊椎
<b>四肢欠損</b> 四肢欠損の選手には、外傷の結果として骨または関節の全て、またはその一部の欠損が見られる。	外傷的切断、疾患（骨癌による切断など）、先天的四肢欠損
<b>緊張亢進</b> 緊張亢進の選手には、中枢神経系の損傷による筋緊張の増加および筋伸縮能力の低下が見られる。緊張亢進は、選手の筋肉に現れる痙性の程度で評価する。	脳性麻痺、外傷性脳損傷、脳卒中
<b>運動失調症</b> 運動失調症の選手には、中枢神経系の損傷による非協調運動が見られる。	脳性麻痺、外傷性脳損傷、脳卒中、多発性筋硬化症
<b>アテトーゼ、ジストニア</b> アテトーゼの選手には、緩慢とした不随意運動が継続的に見られる。	脳性麻痺、外傷性脳損傷、脳卒中
<b>他動的関節可動域障害</b> 他動的関節可動域障害の選手には、1 つまたは複数の関節に他動的運動の欠如または制限が見られる。	慢性的な関節の固定、外傷の影響による関節拘縮症や痙性

## 別紙2 IPC およびボッチャの出場不適格障害

出場不適格障害の種類（全選手対応）

出場不適格障害の例には以下が含まれるが、これに限定されない。

- 1) 痛み
- 2) 聴覚障害
- 3) 筋緊張低下
- 4) 関節の過剰運動性
- 5) 不安定な肩関節、関節の脱臼の頻発など、関節の不安定性
- 6) 筋持久力障害
- 7) 運動反射機能不全
- 8

心血管機能不全 9) 呼吸器機能不全 10) 代謝機能不全、チック症、常同、運動性保持

**全選手対応、基礎疾患には当たらない症状**

- 1) 一部の症状は出場要件を満たす症状にいたらず、基礎疾患ではない。
- 2) 基礎疾患のない選手は、パラスポーツへの出場を認められない。

- 3) 主に痛み、疲労、関節過剰運動性・緊張減退を引き起こすもの、本質として心理的または心因的なもの、これらの症状は出場要件を満たす障害は至らない。
- 4) 主に痛みを引き起こす症状の例には、筋筋膜疼痛機能不全症候群、結合組織炎、複合局所疼痛症候群がある。主に疲労を引き起こす症状の例には、慢性疲労症候群がある。

### 別紙3 ジスキネジア（アテトーゼ、ジストニア）の評価

#### ボッチャにおけるジスキネジアの評価

ボッチャの評価で用いられる項目は以下の通り。

1. 歩行・車いすでの入室を観察する
2. 支えられた状態での座位  
車いすに座っている様子を観察する
3. 支えがない状態での座位  
診察台・一般的なイスに座っている様子を観察し、イスの背もたれから離れて座面の前のほうに座らせる（近くに人を配置して選手の安全性を維持するようにすること）
4. 頭部を左右に回す  
頭部を大きく左へ、その後右へ回すよう指示する。
5. 体幹を前屈させ、正中線に戻す（座位）  
前に大きくかがみ、その後もとの位置に戻るよう指示する（×6回）
6. 投げる方の腕で肩を外転する（座位）  
腕を脇まで上げて、頭の上まで上げるよう指示する（×6回）
7. 手を伸ばしてボールを取り、片側から反対側へ移動させる  
前面のテーブル（フットプレイヤーの場合は床）からボールを取って、反対側へ移動し、その後元の位置に戻るよう指示する（×2回）
8. ボールは手の届く位置に置くこと。ただし、動きに関しては  
(1) 前面に手を伸ばす、横に手を伸ばす、正中線を越えて反対側に手を伸ばすこと  
(2) 選手の車いすを目安にしてもよい（車いすの幅を越えた位置からボールを取って、車いすの反対側にボールを置く）
9. フットプレイヤーの場合：踵と爪先を交互に叩く  
ボールを蹴るほうの脚で、踵と爪先を交互に叩くよう指示する（×6回）

### 別紙4 運動失調の評価

ボッチャにおける運動失調症の評価（SARA から抜粋）

#### 1. 指追い

選手を楽に座らせる。必要な場合は足と体幹をサポートしてもよい。検査者は選手の前に座り、5回連続で、選手の前面から手が届く範囲の約50%の位置で、予測不可能な方向に急速かつ素早く指を指す動きをする。動かす範囲は30cmで、2秒ごとに1回の頻度で行う。選手には人差し指で、できるだけ早く、正確に動きを追うよう指示する。最後の3回の動きの平均値で評価する。

0：測定障害なし

- 1：測定障害、目標物との誤差が5cm未満
- 2：測定障害、目標物との誤差が5cm～15cm以内
- 3：測定障害、目標物との誤差が15cmを超える
- 4：5回とも動きを指で追うことができない

## 2. 鼻指試験

選手を楽に座らせる。必要な場合は足と体幹をサポートしてもよい。選手には、人差し指で自分の鼻から検査者の指先を繰り返し指さすよう指示する。試験官の指は選手の前面に、手が届く範囲の約90%の位置に置く。適度なスピードで動かす。運動性振せんの範囲にしたがって、動きの平均値で評価する。

- 0：振戦なし
- 1：振戦の振れ幅の範囲が2cm未満
- 2：振戦の振れ幅の範囲が2～5cm
- 3：振戦の振れ幅の範囲が5cmを超える
- 4：5回とも指さすことができない

## 3. 手の急速交互運動

選手を楽に座らせる。必要な場合は足と体幹をサポートしてもよい。選手には、腿の上のせた手掌を裏表にする動作を、できるだけ素早く正確に、10セット繰り返すよう指示する。検査者は、7秒間でおおよそ10セットのスピードで手本を示す。動きを行った正確な時間を計測しなければならない。

- 0：正常、規則的（10秒未満）
- 1：やや不規則（10秒未満）
- 2：明かに不規則、動きをひとつひとつ区切ることが困難  
または中断があるが、所要時間は10秒未満
- 3：非常に不規則、動きをひとつひとつ区切ることが困難  
または中断があり、所要時間が10秒を超える
- 4：10セットを行うことができない

## 4. 踵脛試験（運動失調があるフットプレイヤーの場合）

選手に診察台の上に横になってもらい、選手には脚が見えないようにする。選手には片足をあげ、踵で反対の脚の膝を指し、脛に沿って足首まで移動した後、診察台の上に戻すよう指示する。この動きを3セット行う。移動の動きは1秒以内に行うこと。3セット全てで脛に触れずに移動させた場合は4と評価する。

- 0：正常
- 1：やや異常、脛との接触は維持できる
- 2：明かに異常、踵が脛から離れた回数が3セットで3回以内
- 3：きわめて異常、踵が脛から離れた回数が3セットで4回以上
- 4：実施不可